

(表紙) 第3期板倉町子ども・子育て支援事業計画

(素案)

パブリックコメント閲覧用

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
5. SDGs（持続可能な開発目標）の取組	4
第2章 板倉町の現況	5
1. 人口・世帯等	5
（1）人口・世帯の推移	5
（2）人口構成の推移	5
（3）出生数の推移	6
（4）合計特殊出生率の推移	6
2. 女性の労働力・婚姻の状況	7
（1）女性の労働力率の推移	7
（2）未婚率の推移	7
3. 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業等の現状	8
（1）幼稚園の状況	8
（2）保育所の状況	8
（3）認定こども園の状況	9
（4）放課後児童クラブの状況	9
4. 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査より抜粋）	10
（1）調査概要	10
（2）就学前児童世帯調査	11
（3）小学校児童世帯調査	16
5. 板倉町子ども・子育て支援事業計画（第2期）に係る分析・評価	19
6. 子どもの将来推計人口	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1. 基本理念	21
2. 基本方針	21
第4章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策	22
1. 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方	22
2. 計画の推進方策	22
（1）教育・保育施設の充実	22
（2）地域子ども・子育て支援事業の推進	25

第5章 子ども・子育て支援に関する施策の展開	33
1. 基本目標	33
2. 施策の体系	35
3. 施策の展開	37
基本目標1 地域における子育ての支援	37
（1）地域における子育て支援サービスの充実	37
（2）保育サービスの充実	39
（3）子育て支援のネットワークづくり	41
（4）児童の健全育成	42
基本目標2 母子の健康の確保と増進	45
（1）子どもや母親の健康の確保	45
（2）食育の推進	48
（3）思春期「命の授業」の実施	49
（4）不妊等に対する支援	49
基本目標3 子どもの健やかな成長を促す教育環境の整備	50
（1）子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備	50
（2）家庭や地域の教育力の向上	53
（3）子どもを取り巻く有害環境対策の推進	54
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	55
（1）良質な住宅の確保	55
（2）良好な居住環境の確保	55
（3）安全な道路交通環境の整備	56
（4）安心して外出できる環境の整備	57
（5）安全・安心まちづくりの推進	58
基本目標5 仕事と生活の調和の推進	59
（1）多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し等	59
基本目標6 子ども等の安全の確保	60
（1）子ども等の交通安全を確保するための活動の推進	60
（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	61
（3）被害に遭った子どもの保護の推進	62
基本目標7 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進	63
（1）児童虐待防止対策の充実	63
（2）ひとり親家庭の自立支援の推進	64
（3）障がい児施策の充実	65
基本目標8 次世代の親の育成	67
（1）次世代の親の社会活動の支援	67
（2）出合いや交流の場の創出	67

基本目標9 推進と啓発の取組	68
(1) 子育て支援情報の充実	68
(2) 子育てに関する意識啓発の推進	68
(3) 推進体制の強化	69
第6章 計画の推進に向けて	70
1. 取組の方針	70
2. 計画実現に向けた役割	70
(1) 家庭の役割	70
(2) 地域の役割	70
(3) 事業所の役割	71
(4) 行政の役割	71
3. 計画の進捗管理と点検・評価	71
巻末資料	72
1. 板倉町子ども・子育て会議条例	72
2. 板倉町子ども・子育て会議名簿	74
3. 第3期板倉町子ども・子育て支援事業計画策定経緯	75
4. 用語集	76

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来と都市への人口流出などにより、多くの市町村では地域活力の低下が懸念され、国や地方自治体が一体となって子育てを支援するなど、新たな支え合いの仕組みを構築することが時代の要請となっています。急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、国では、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、それに基づき平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を展開する役割を担っており、板倉町（以下、「本町」という。）においても、平成27年度に「第1期板倉町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度に「第2期板倉町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、本町における子育て家庭の課題やニーズに応じた様々な子育て支援策を行ってきました。しかしながら、子どもや若者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、少子化や児童虐待、いじめ、不登校やヤングケアラーなどの諸問題が、より深刻化かつ長期化している状況にあります。

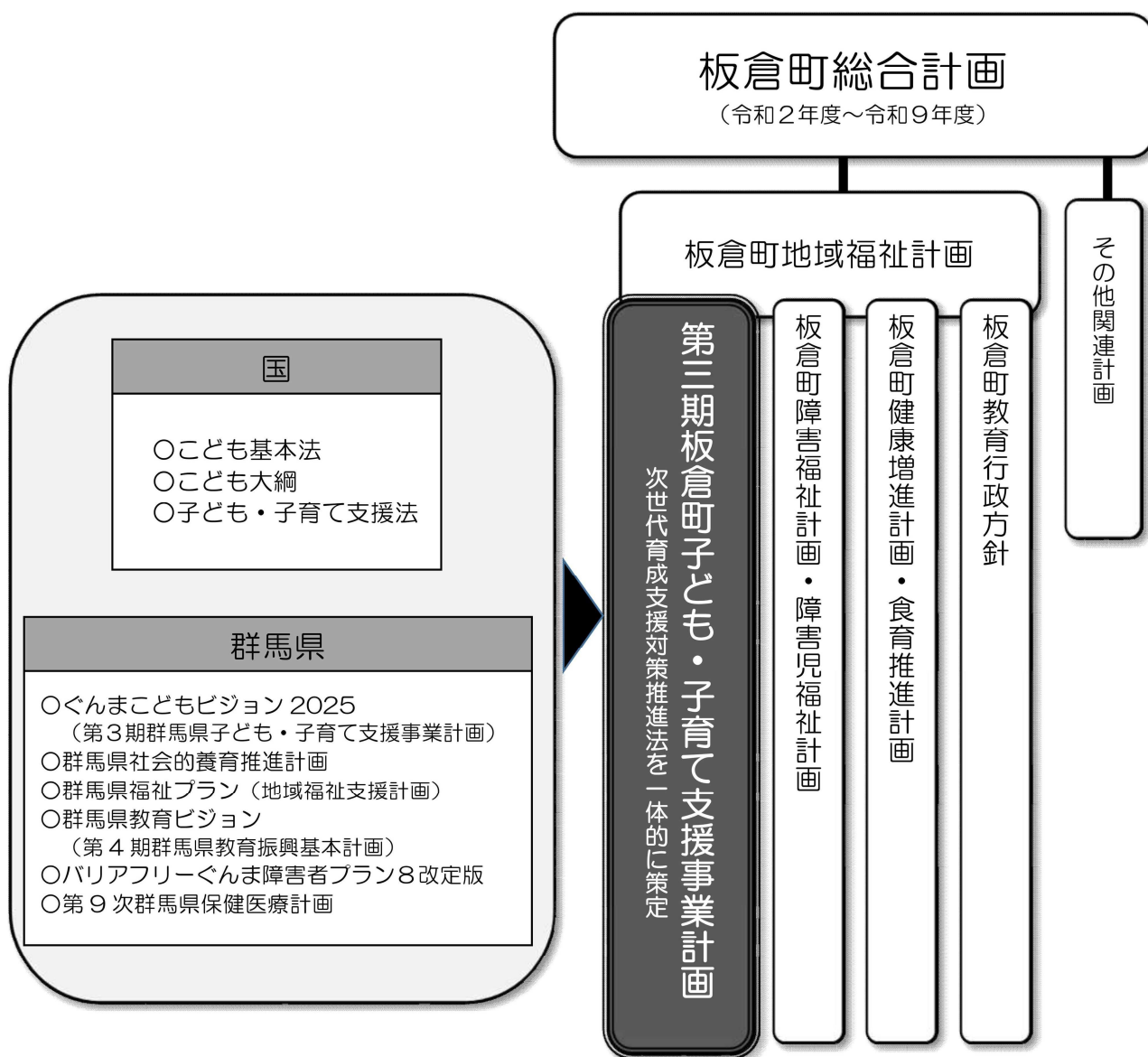
このような中、国では、令和5年4月に子ども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置するとともに、こども政策を社会全体で総合的かつ協力的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。この法では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、子ども等の意見の反映、市町村こども計画の策定などについて定められました。

本町では、第2期計画の計画期間が令和6年度で終了することから、近年の国の動向や社会状況等を踏まえ、「保護者が子育てについての第一義的な責任を有する」という基本的な認識の下、本町における子育て家庭の現状と課題、潜在的なニーズを適切に把握し、子どもを安心して産み育てられること、子どもが集団の中で互いに育ちあう環境を確保すること、更に、子育ての不安や負担感を和らげ、親子がしっかりと向き合い、保護者が子育てを楽しみと感じられるように地域で子育てを支援できる社会の実現に向け、新たな5年間の計画として「第3期板倉町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置づけられます。

また、本町の最上位計画である「板倉町総合計画」、福祉施策の方向性を定めた保健福祉分野の上位計画である「板倉町地域福祉計画」を踏まえ、各種関連計画との連携・整合を図っていきます。



3. 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を対象とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画の期間

令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
第2期	第3期板倉町子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画					次期計画
			中間見直し			

4. 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき設置した「板倉町子ども・子育て会議」における審議を踏まえて策定しました。「板倉町子ども・子育て会議」は、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されており、本計画案や本町の子ども・子育て支援施策について検討しました。

また、本計画の策定にあたり、子育て中の保護者を対象としたアンケート調査（令和6（2024）年2月実施）の結果によって把握した教育・保育事業の利用状況や今後の利用希望等を踏まえ、提供体制の確保方策に反映しました。

更に、本計画案を町ホームページで公開し、パブリックコメントによる町民意見を広く募集し、その意見を精査した上で本計画に反映しました。

5. SDGs（持続可能な開発目標）の取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とする17の国際目標が定められています。

○17の目標



出典 国際連合広報センター

○本計画が取り組むべき SDGs の目標



出典 外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」(平成29(2017)年3月)

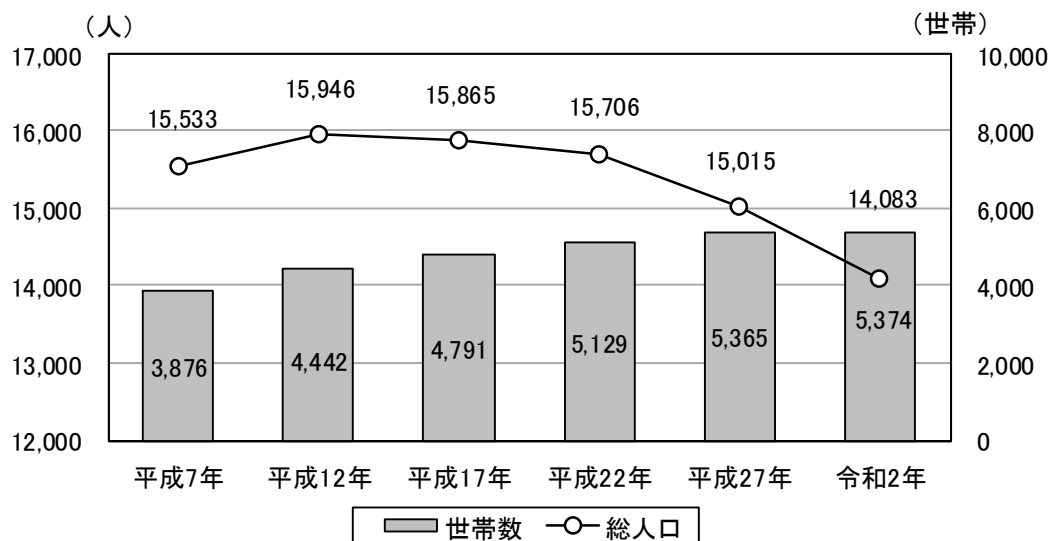
第2章

板倉町の現況

1. 人口・世帯等

(1) 人口・世帯の推移

本町の人口は、平成12年をピークに減少傾向が加速しており、令和2年の人口は14,083人、世帯は5,374世帯となっています。

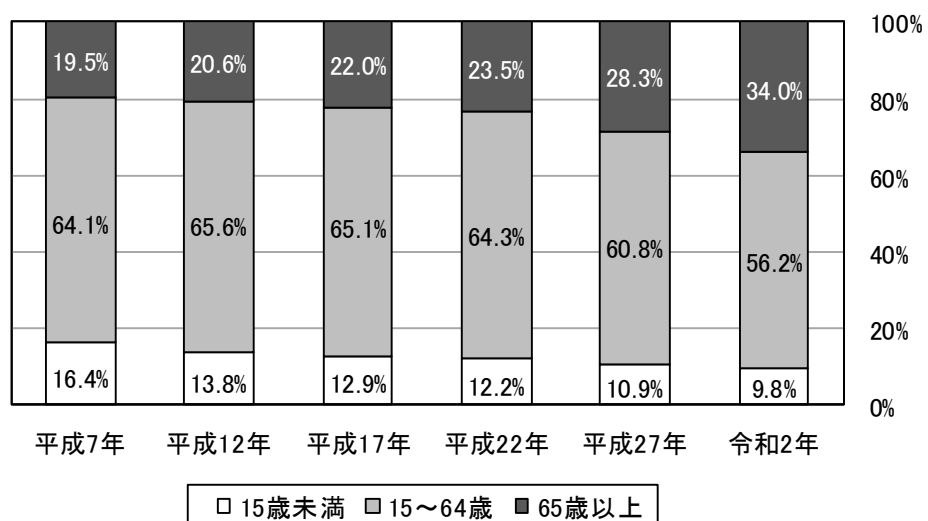


(出典:総務省「国勢調査」)

(2) 人口構成の推移

人口構成を見ると、老年人口（65歳以上）の増加傾向が強まる一方、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（15歳未満）は減少傾向が続いています。

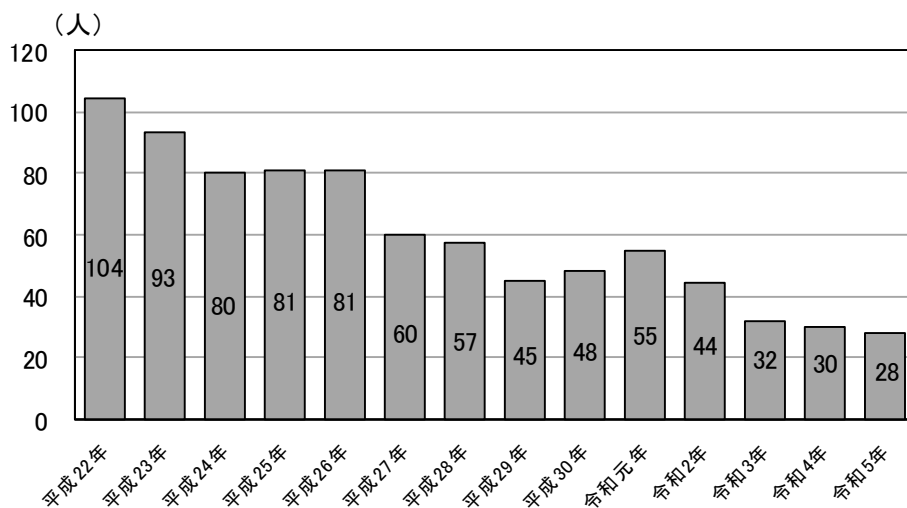
特に、令和2年における年少人口は、平成7年に比べて6.6ポイント減少、9.8%まで低下しており、少子高齢化の傾向が顕著に表れています。



(出典:総務省「国勢調査」)

(3) 出生数の推移

本町における出生数の推移は、平成22年をピークに減少傾向が加速しており、令和5年で28人となっています。

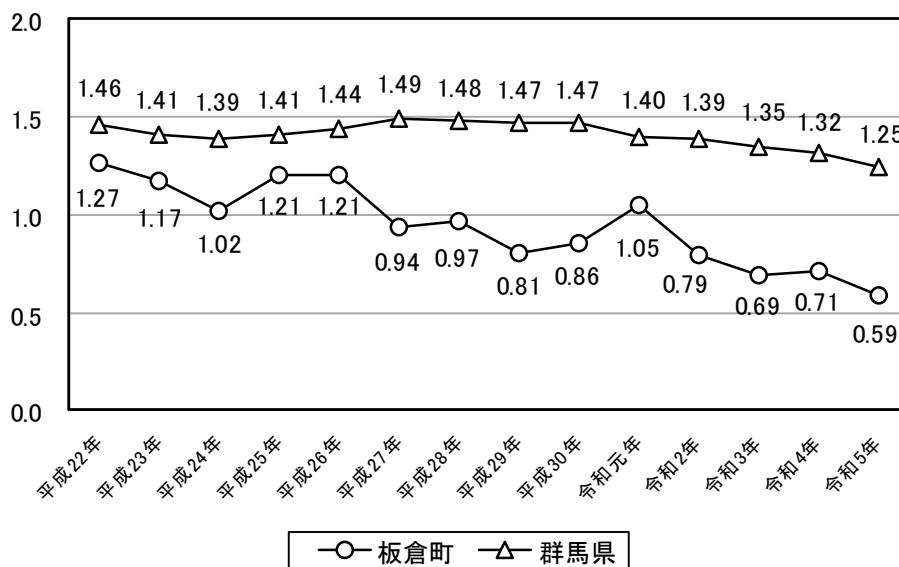


(出典:厚生労働省「人口動態調査」)

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率を見ると、群馬県よりも低い水準で推移しており、近年はその格差が広がりつつあります。

令和5年における本町の合計特殊出生率は0.59まで低下しており、人口を維持するのに必要と示されている人口置換基準2.07を大きく下回っています。

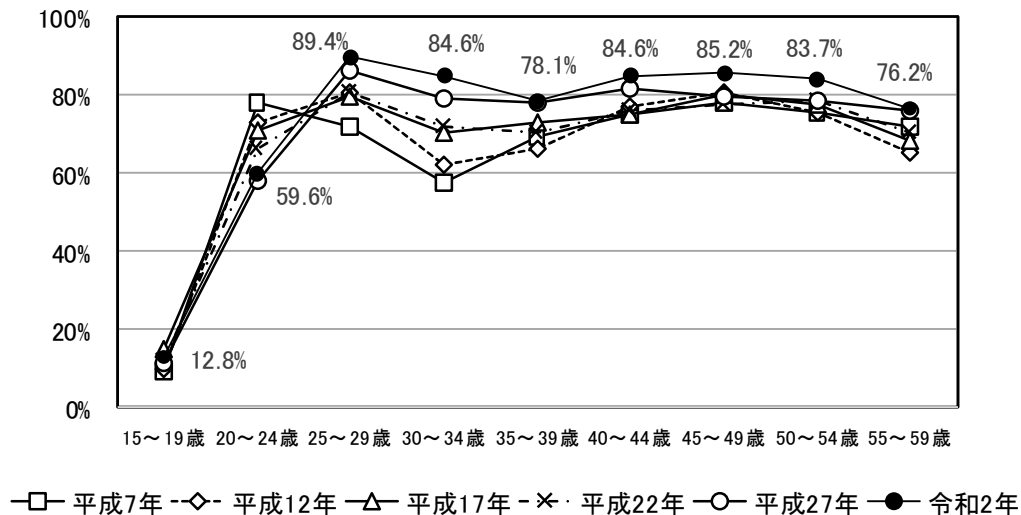


(出典:厚生労働省「人口動態調査」)

2. 女性の労働力・婚姻の状況

(1) 女性の労働力率の推移

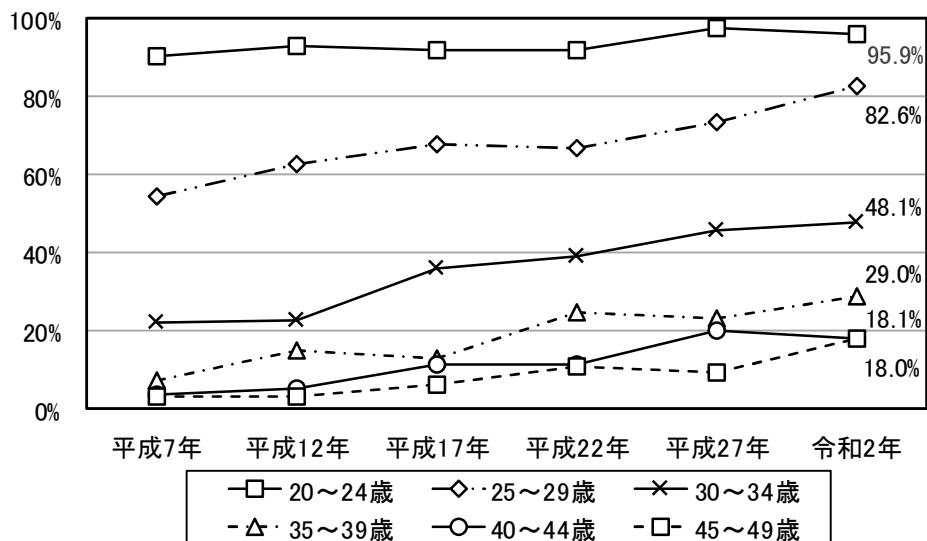
女性の労働力率は、結婚・出産・育児期にあたる年代に離職し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、近年では、その曲線が緩やかになってきており、25歳から59歳までは76%以上の労働力率が維持されています。



(出典:総務省「国勢調査」)

(2) 未婚率の推移

国勢調査によると、本町の女性の未婚率は25～29歳が82.6%、30～34歳が48.1%、35～39歳が29.0%となっており、特に39歳以下で上昇傾向が見られます。



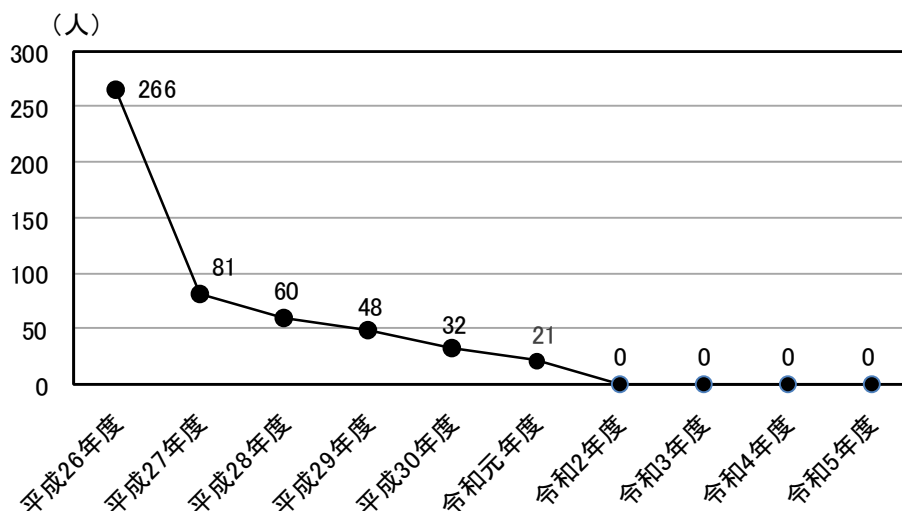
(出典:総務省「国勢調査」)

3. 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業等の現状

(1) 幼稚園の状況

令和元年度末をもって幼稚園1園が廃止され、令和2年度以降は施設数がなくなったため、入所児童数が0人となっています。

なお、平成27年度の入所児童数が大幅に減少しているのは、認定こども園（幼稚園型）への移行により、施設数が1園減少したためです。

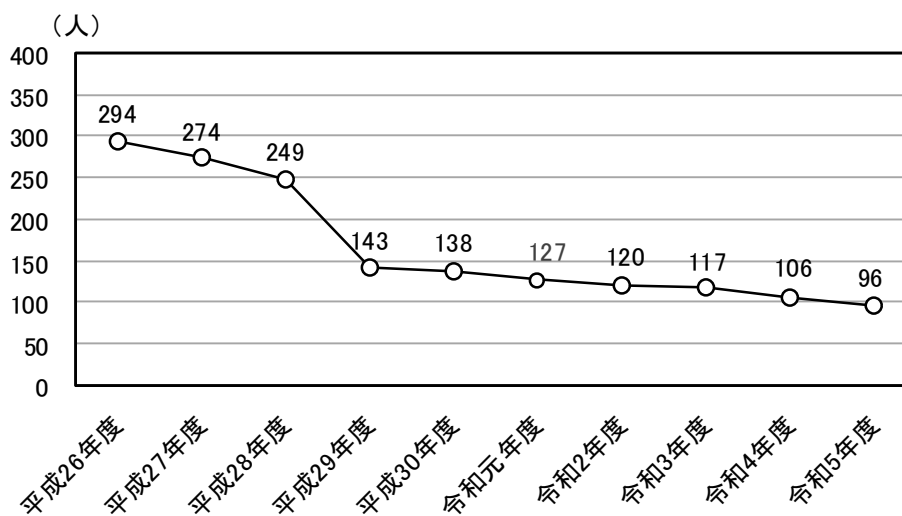


(資料:教育委員会、福祉課)

(2) 保育所の状況

令和5年度における認可保育所の施設数は2園、入所児童数は減少傾向にあり、96人まで減少しています。

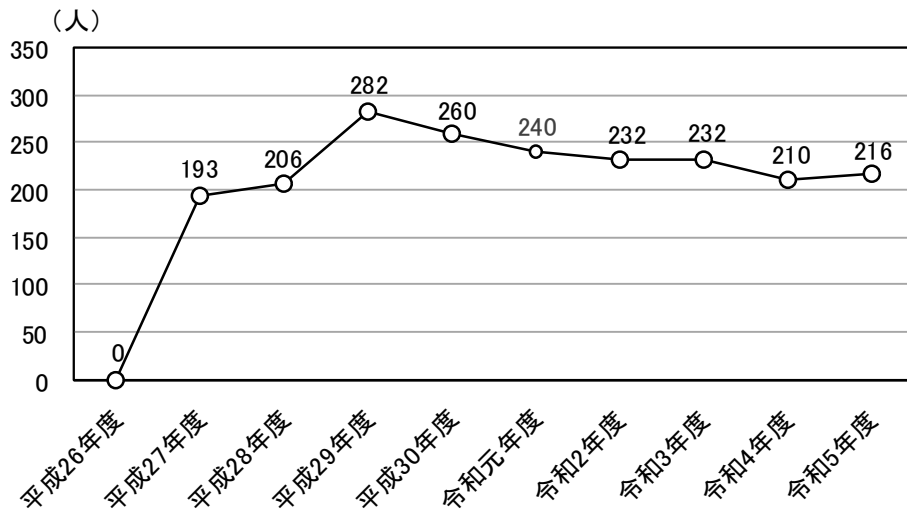
なお、平成29年度の入所児童数が大幅に減少しているのは、認定こども園（保育所型）への移行により、施設数が1園減少したためです。



(資料:福祉課)

(3) 認定こども園の状況

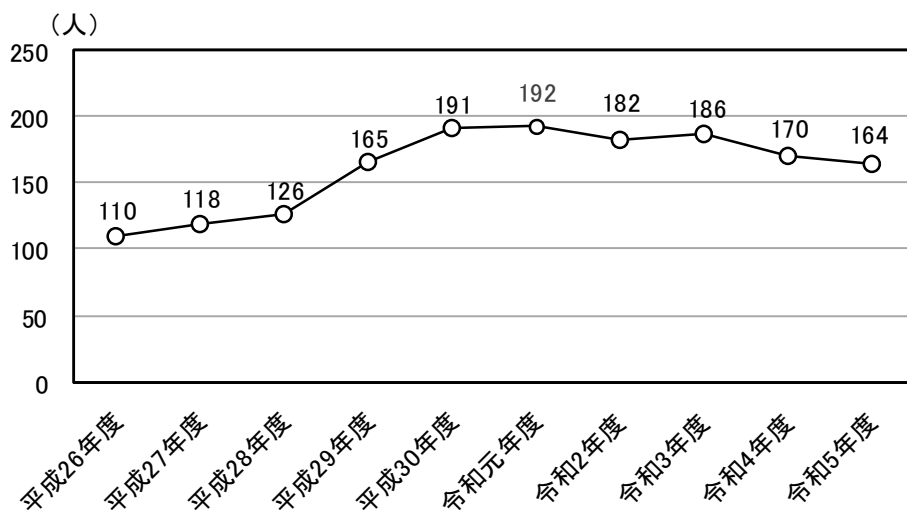
平成27、29年度に幼稚園と保育所がそれぞれ1園ずつ認定こども園へ移行しており、令和5年度における施設数は2園、入所児童数は減少傾向にあり、216人まで減少しています。



(資料:福祉課)

(4) 放課後児童クラブの状況

令和5年度における放課後児童クラブの利用者は164人となっており、前年度に比べて6人減少しています。



(資料:福祉課)

4. 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査より抜粋）

幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等に関する利用状況や利用希望を把握することを目的として、令和5年度にアンケート調査を実施しました。

（1）調査概要

アンケート調査の種類、調査内容、調査結果は、以下のとおりです。

①調査の種類と対象者

区 分	対 象 者	対象数
就学前児童をもつ世帯	令和6年2月1日現在、住民基本台帳に登録されている就学前の児童（0～5歳）がいる全世帯。	245件
小学生児童をもつ世帯	令和6年2月1日現在、住民基本台帳に登録されている小学生児童がいる全世帯。	396件

②調査内容

板倉町全域を対象地域として、アンケート形式により調査を実施しています。

区 分	配布・回収方法	調査時期
就学前児童世帯	保育園、認定こども園経由又は郵送による配布・回収	令和6年2月13日 ～2月29日
小学生児童世帯	小学校経由による配布・回収	

③回収結果

この調査の回収結果は、下表のとおりです。

区 分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童世帯	245件	211件	86.1%
小学生児童世帯	396件	361件	91.2%
合 計	641件	572件	89.2%

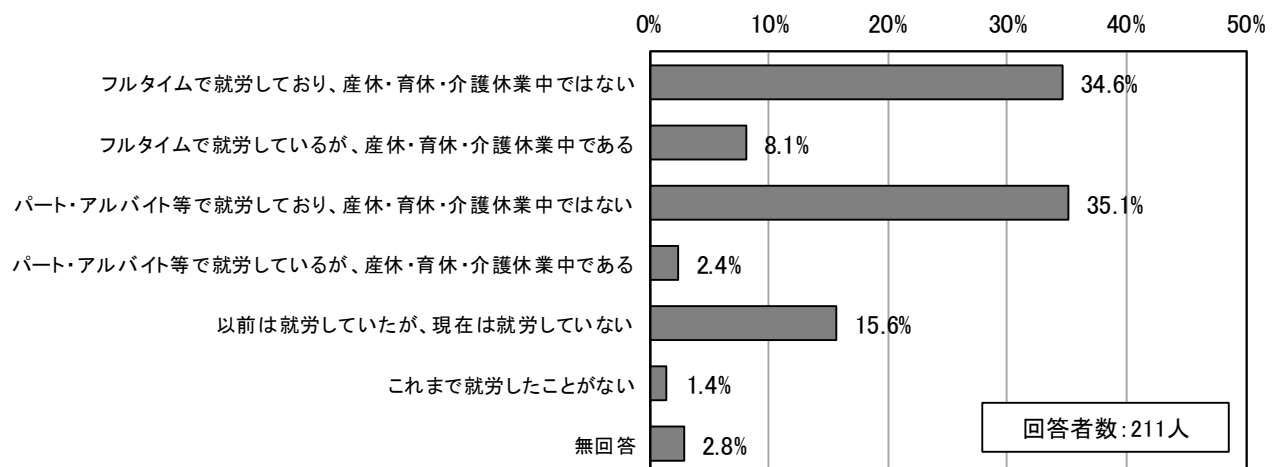
(2) 就学前児童世帯調査

①保護者の就労状況

【母親】

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が35.1%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が34.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が15.6%となっています。

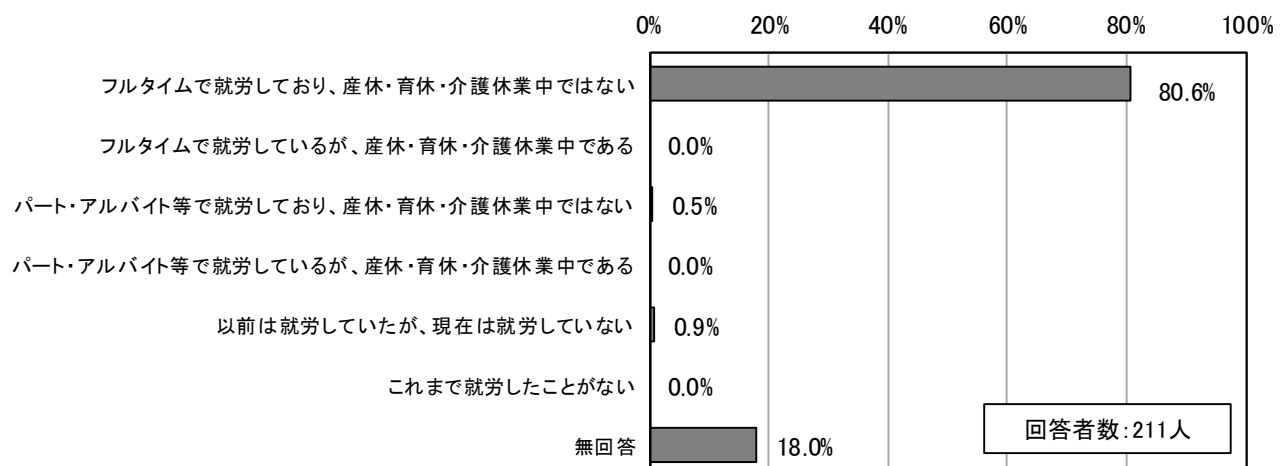
産休・育休・介護休業中の割合は、合計 10.5%となっています。



【父親】

父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が80.6%と最も高くなっています。

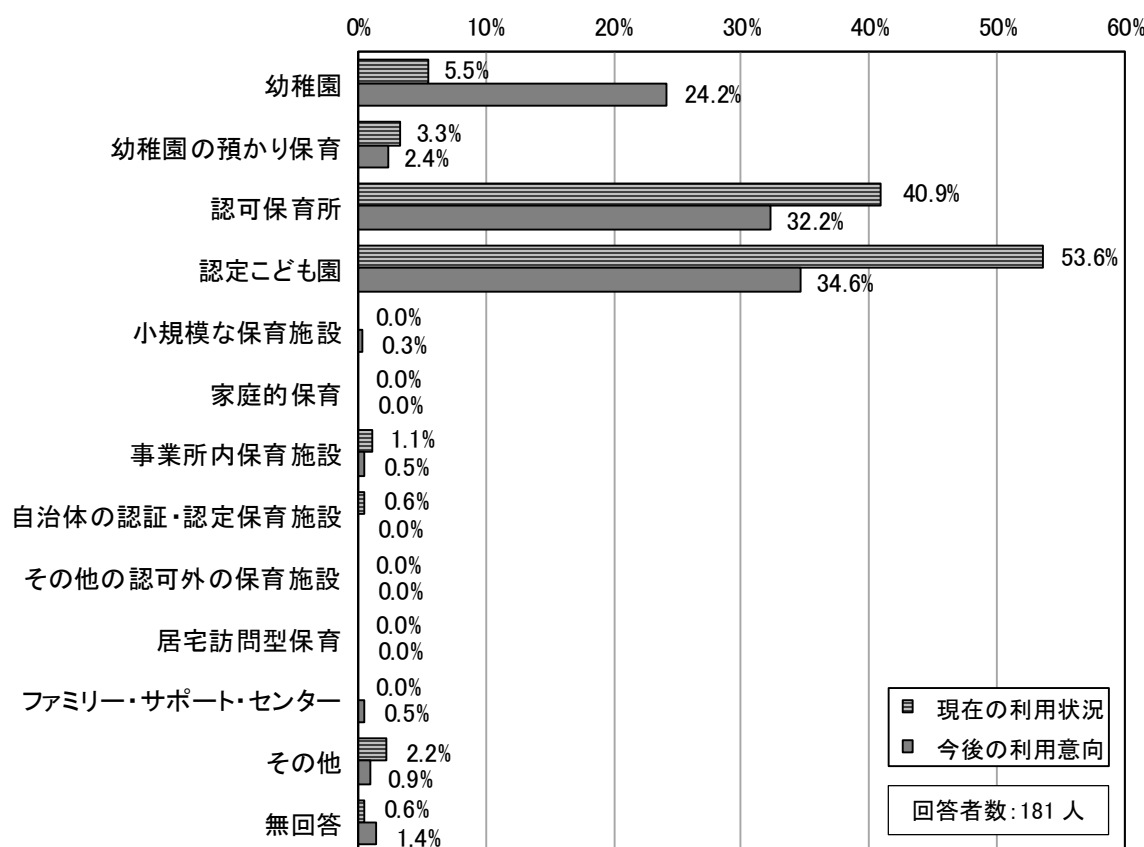
「産休・育休・介護休業中である」と回答したかたはいませんでした。



②定期的に利用している事業と今後利用したい事業

定期的に利用している事業は、「認定こども園」が53.6%と最も高く、次いで「認可保育所」が40.9%、「幼稚園」が5.5%となっています。

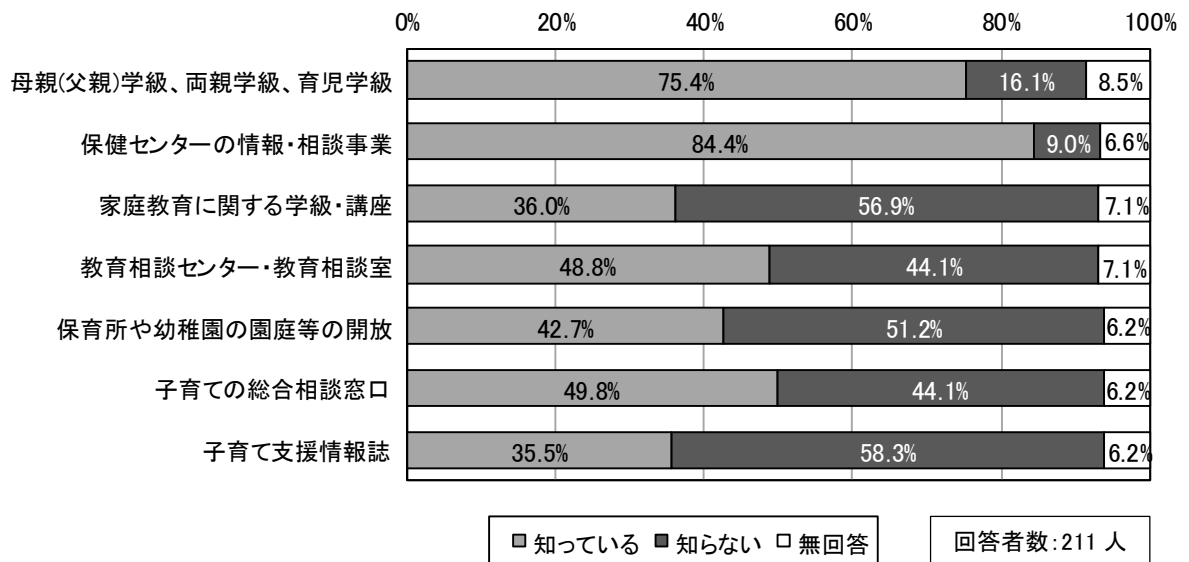
今後の利用意向についても同様に、「認定こども園」が34.6%と最も高く、次いで「認可保育所」が32.2%、「幼稚園」が24.2%となっています。



③町で実施している事業の認知度と利用意向

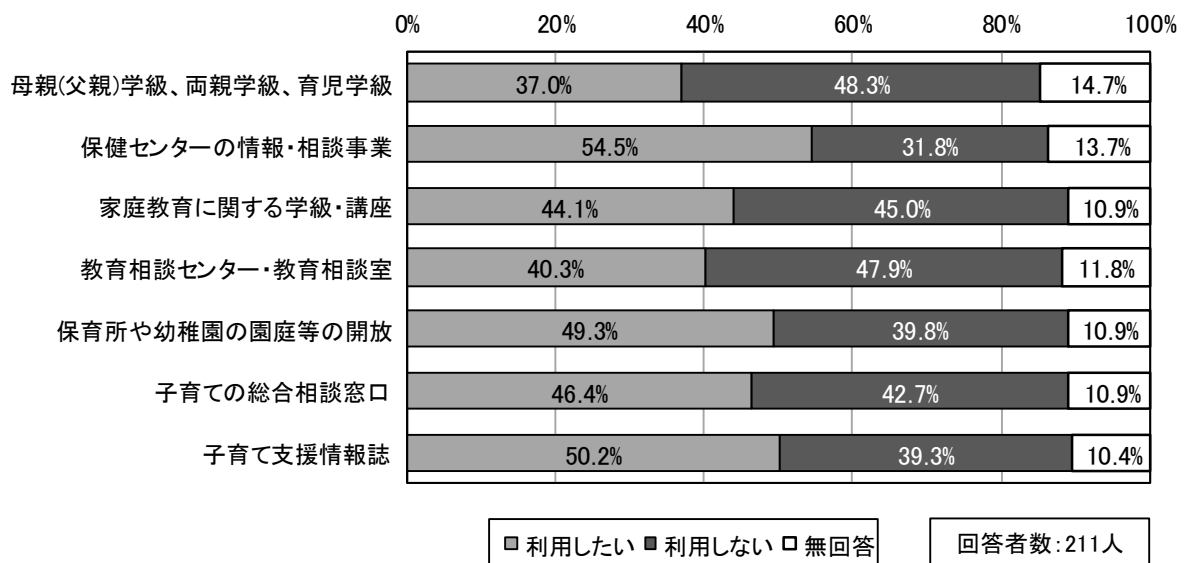
【認知度】

町で実施している事業の認知度は、「保健センターの情報・相談事業」が84.4%と最も高く、次いで「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が75.4%、「子育ての総合相談窓口」が49.8%となっています。



【利用意向】

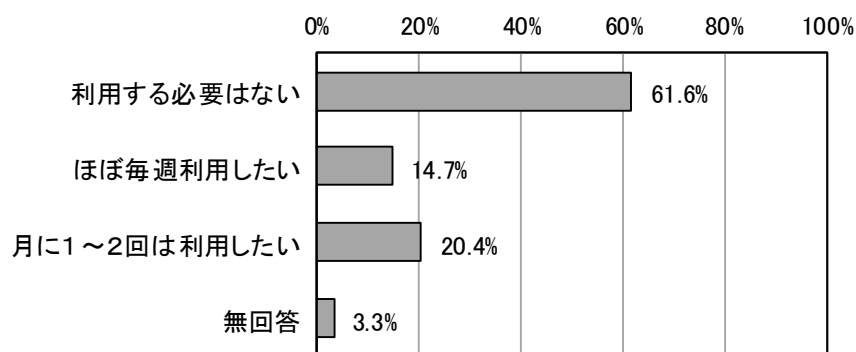
利用意向は、「保健センターの情報・相談事業」が54.5%と最も高く、次いで「子育て支援情報誌」が50.2%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が49.3%となっています。



④土曜日・休日・長期休暇中における教育・保育事業の利用意向

【土曜日】

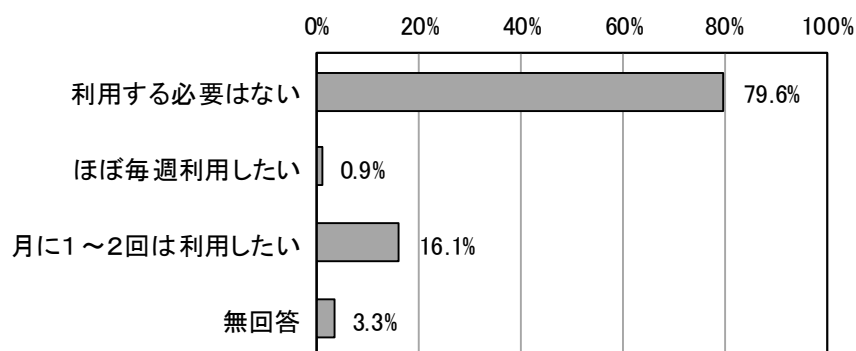
土曜日における定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が61.6%に対し、「月に1～2回は利用したい」が20.4%、「ほぼ毎週利用したい」が14.7%であり、利用の希望は合計35.1%となっています。



回答者数:211人

【日曜日・祝日】

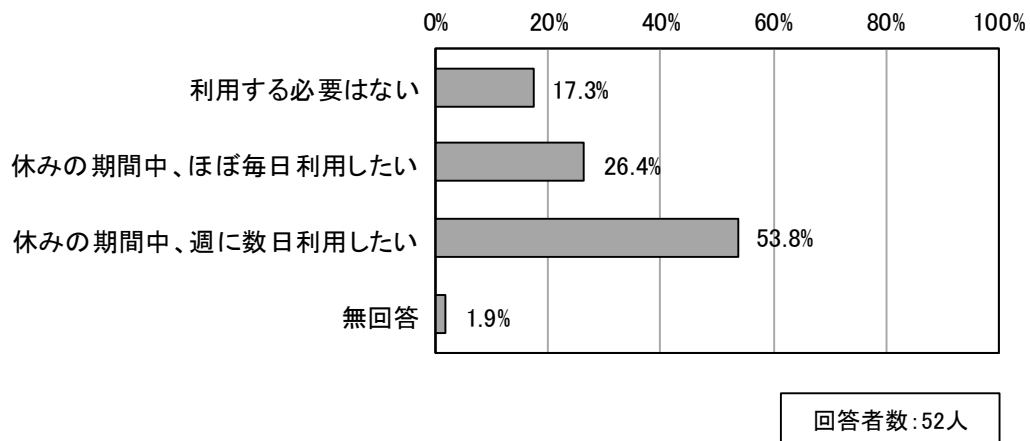
日曜日・祝日における定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が79.6%に対し、「月に1～2回は利用したい」が16.1%、「ほぼ毎週利用したい」が0.9%であり、利用の希望は合計17.0%となっています。



回答者数:211人

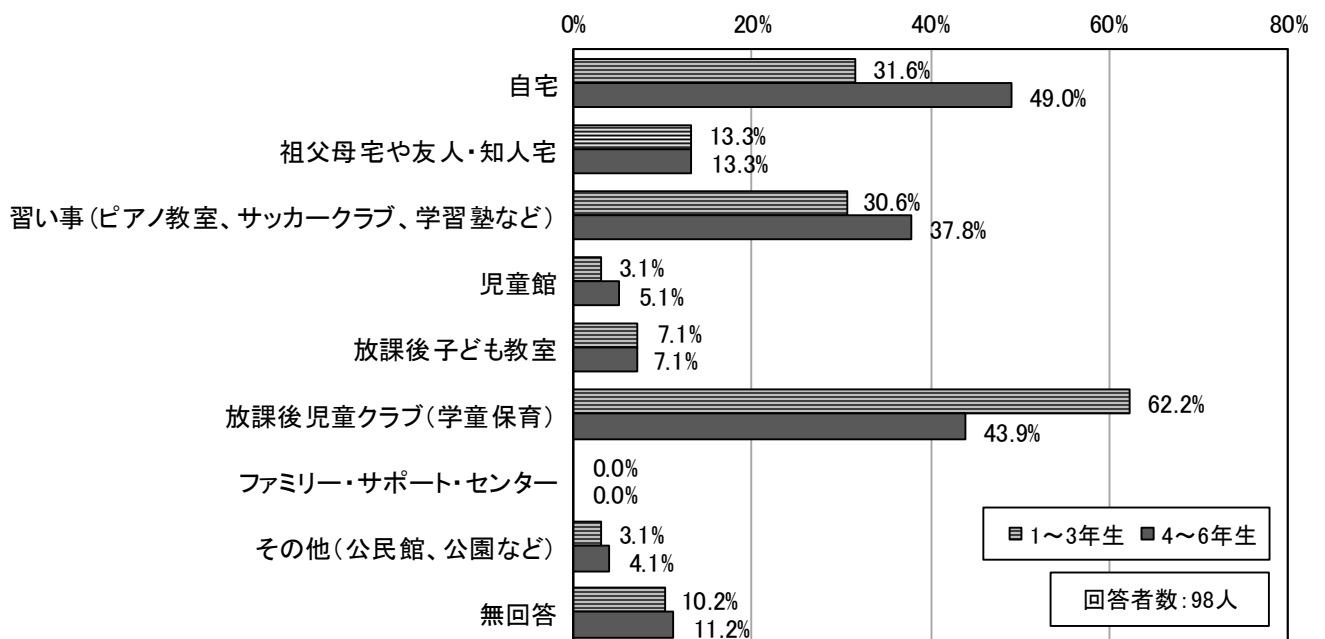
【長期休暇中（幼稚園）】

夏休み・冬休み等の長期休暇中における幼稚園利用者の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が17.3%に対し、「休みの期間中、週に数日利用したい」が53.8%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が26.4%であり、利用の希望は合計80.2%となっています。



⑤小学校就学後における放課後の過ごし方

小学校就学後における放課後の過ごし方は、低学年（1～3年生）では「放課後児童クラブ（学童保育）」が62.2%と最も高く、次いで「自宅」が31.6%となっているのに対し、高学年（4～6年生）では「自宅」が49.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が43.9%となっています。



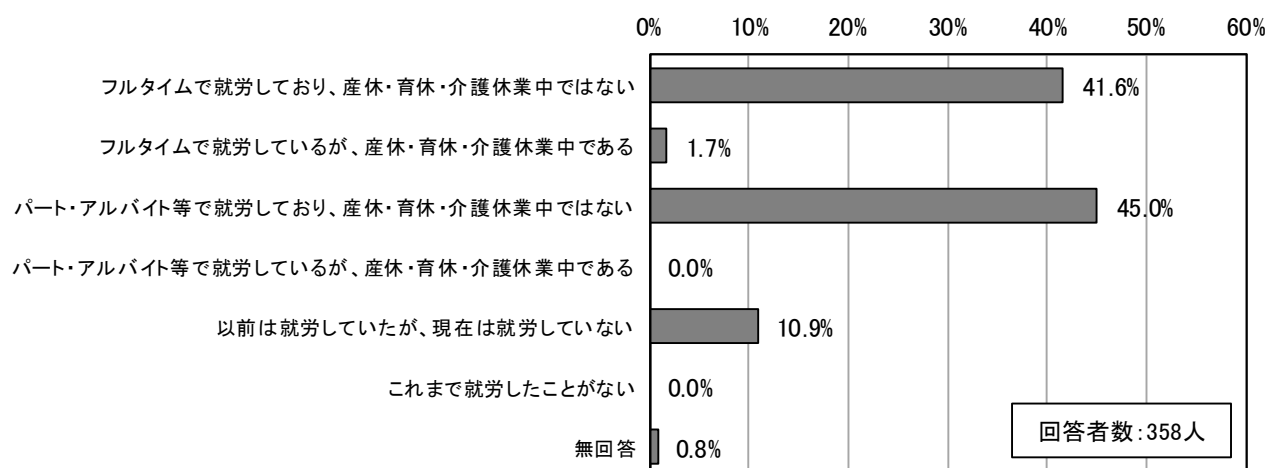
(3) 小学校児童世帯調査

①保護者の就労状況

【母親】

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が45.0%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が41.6%となっています。

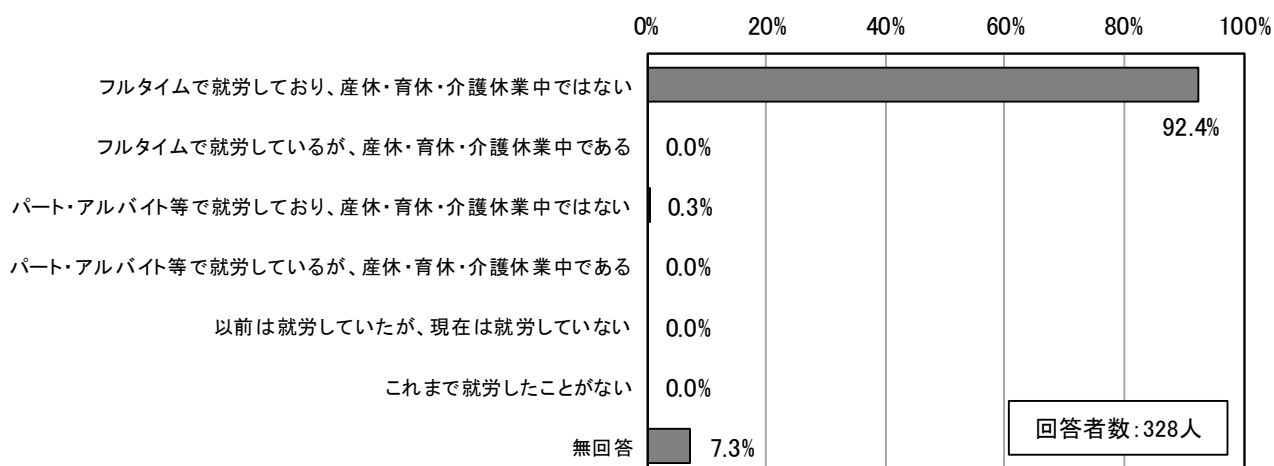
産休・育休・介護休業中の割合は、合計 1.7%となっています。



【父親】

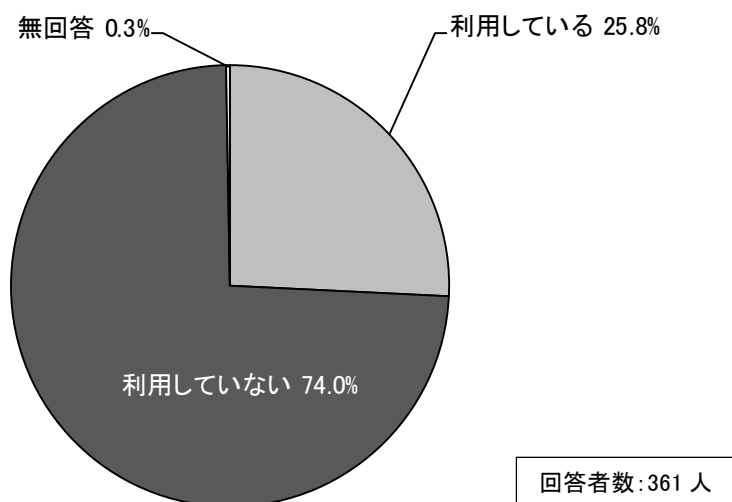
父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が92.4%と最も高くなっています。

「産休・育休・介護休業中である」と答えたかたはいませんでした。



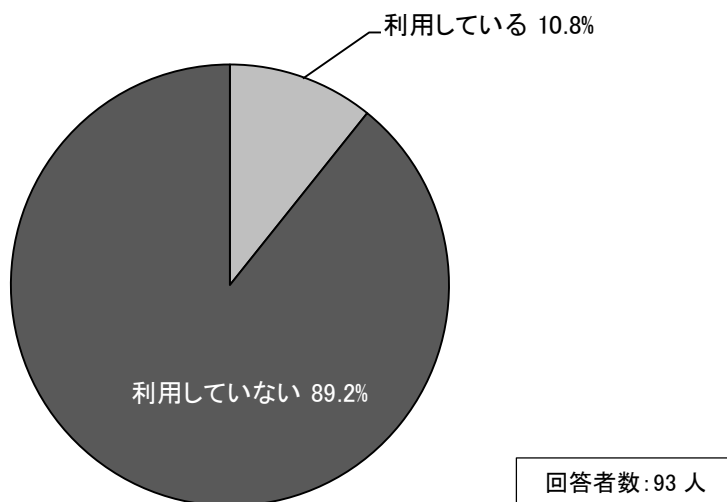
②放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が25.8%に対し、「利用していない」が74.0%となっています。



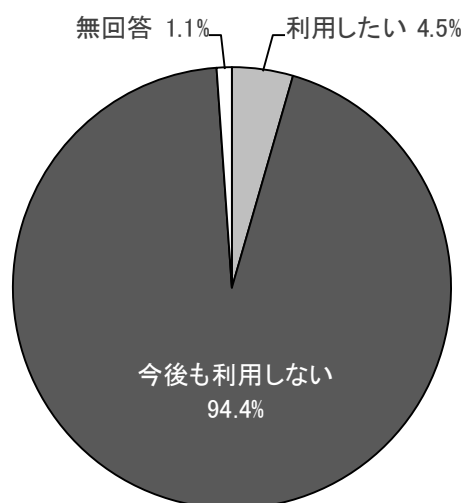
③土曜日の放課後児童クラブの利用状況

土曜日の放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が10.8%に対し、「利用していない」が89.2%となっています。



④放課後児童クラブの利用意向

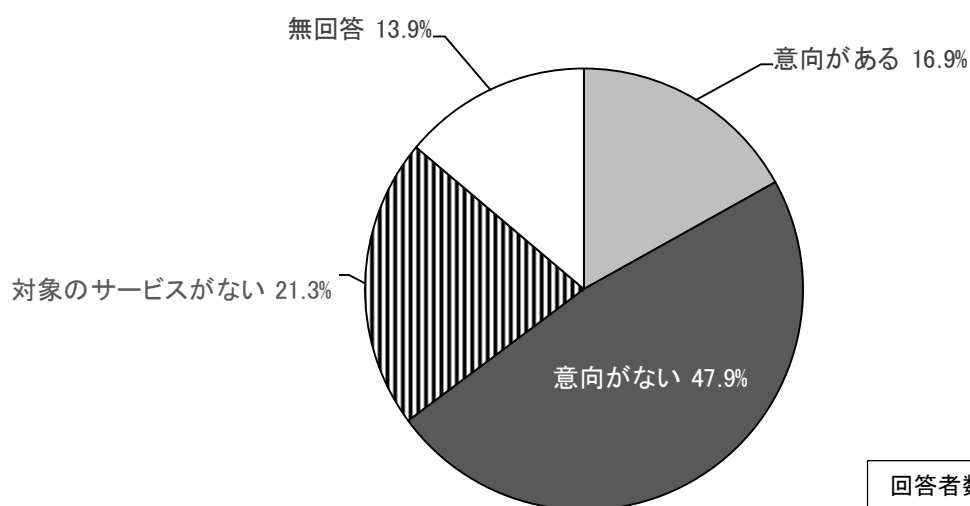
現在、放課後児童クラブを利用していない世帯における今後の利用意向は、「利用したい」が4.5%に対し、「今後も利用しない」が94.4%と大きく上回っています。



回答者数: 268 人

⑤放課後子ども教室の利用意向

放課後児童クラブと連携したサービスである「放課後子ども教室」の利用意向は、「意向がある」が16.9%に対し、「意向がない」が47.9%となっています。
 なお、「対象のサービスがない」は21.3%となっています。



回答者数: 361 人

5. 板倉町子ども・子育て支援事業計画（第2期）に係る分析・評価

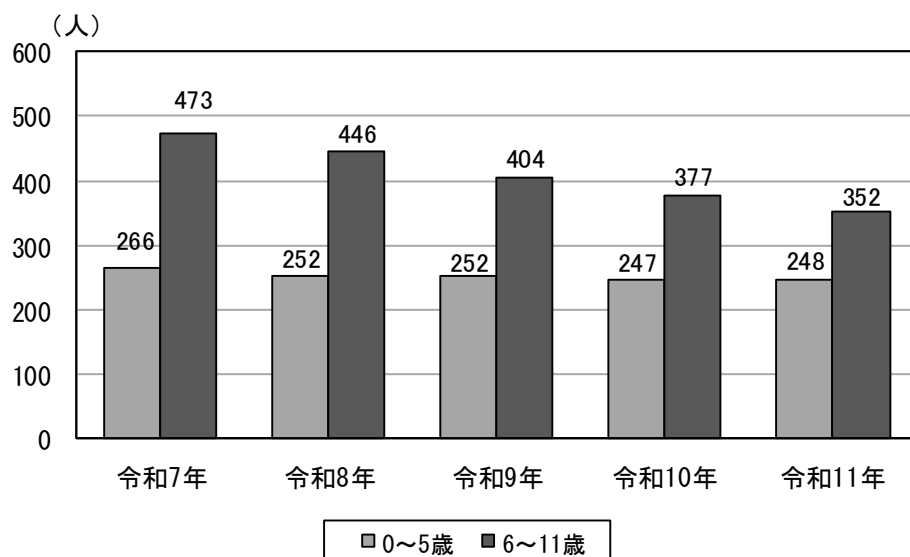
令和2年3月に策定した板倉町子ども・子育て支援事業計画（第2期）の進捗状況は、以下のとおりです。

事業名		実 績				R6 年度 目標事業量 (B)	R5 年度 達成度 (A/B)
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (A)		
日中の教育・保育サービス							
幼稚園・認定 こども園 (1号認定)	3～5歳	149	151	129	130	157 人	82.8%
保育所・認定 こども園 (2号認定)	3～5歳	141	130	130	133	131 人	101.5%
保育所・認定 こども園 (3号認定)	0～2歳	94	95	81	71	92 人	77.2%
家庭的保育事業		—	—	—	—	設定なし	—
特定保育事業		—	—	—	—	設定なし	—
夜間帯の保育サービス							
延長保育事業		31 3	13 3	11 3	14 3	17 人 3 か所	82.4% 100.0%
夜間保育事業		—	—	—	—	設定なし	—
トワイライトステイ事業		—	—	—	—	設定なし	—
休日保育事業		—	—	—	—	設定なし	—
病児・病後児保育事業		0	0	0	4	30 人	13.3%
放課後児童健全育成事業		182	186	170	164	192 人	85.4%
一時預かり事業 (幼稚園、認定こども園在園児)		1,639	1,955	1,594	2,229	2,172 人	102.6%
地域子育て支援拠点事業		1	1	1	1	1 か所	100.0%
ファミリー・サポート・セン ター事業		—	—	—	—	設定なし	—
ショートステイ事業		—	—	—	—	設定なし	—

6. 子どもの将来推計人口

計画期間における子どもの人口を以下のとおり推計しました。11歳以下の人口は減少傾向となり、令和11年では600人と推計されます。

年代別にみると、令和7年に比べ、0～5歳は18人の減少に留まっていますが、6歳～11歳は121人の減少と推計されます。



(コーホート法による人口推計)

(単位：人)

区 分	R 7年	R 8年	R 9年	R 10年	R 11年
0歳～5歳	266	252	252	247	248
6歳～11歳	473	446	404	377	352
合 計	739	698	656	624	600

第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

豊かな自然とふれあい 子ども・親・地域がともに育つまち いたくら

板倉町子ども・子育て支援事業計画（第2期）では、第1期計画の基本理念である「豊かな自然とふれあい 子ども・親・地域がともに育つまち いたくら」を継承し、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、子育て家庭が抱えている負担や悩みを和らげ、親が楽しみながら子育てができるよう、地域社会全体で子育てを支援していく環境づくりに向けて取り組んできました。

本計画においても、第1期計画から継承する基本理念を掲げ、「豊かな自然のなかで、子どもたちが心身ともに健やかにのびのびと育つことのできるまち」「地域による支え合いのなかで、親が心にゆとりを持って楽しく子育てをすることにより、自らも成長することのできるまち」を目指します。

2. 基本方針

第2期計画では、基本理念の実現に向けて「子どもが健やかに育つやさしいまち」、「親がしっかり育ち、安心して子育てができるまち」、「地域が子育てにやさしい環境を提供するまち」という3つの基本方針のもとに取り組んできました。

本計画においても第2期計画の3つの基本方針を継承し、「子ども」と「親」、「地域」が支え合うことによって、それぞれが自発的に成長していくための子育て環境づくりを実現するため、総合的な施策を展開します。

基本方針1（子育て）**「子どもが健やかに育つやさしいまち」**

すべての子どもがその誕生を喜ばれ、人と人の関わりを通じて豊かな人間性を形成し、自立した次世代の親になっていくことを支援します。

基本方針2（親育ち）**「親がしっかり育ち、安心して子育てができるまち」**

子どもを生み育てる男女が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じながら互いに希望を語り合い、子育てをとおして親も育っていく環境づくりを支援します。

基本方針3（地域育ち）**「地域が子育てにやさしい環境を提供するまち」**

地域が、人びとの交流をとおして、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、連帯の輪が広がる生活しやすい環境となっていくことを支援します。

第4章

子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

1. 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

教育・保育事業等の提供区域は、以下の事項を考慮し、町全体で1区域として設定しました。

- ・教育・保育施設は、保護者の通勤等が考慮され、広域的に利用されている。
- ・計画的に対応するための需要推計を設定する。
- ・利用者が特徴のある教育・保育を選択する。

1 区域（町全域）	認定こども園	幼稚園	保育所
	2園	0園	2園

2. 計画の推進方策

(1) 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所等を整備します。また、認可保育所、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

①幼稚園・認定こども園（1号認定：3歳～5歳児）

幼稚園等の利用を希望し、保育を必要としない3歳から小学校就学前までの児童に対して、認定こども園等の施設の必要量を確保し、適正規模による教育環境の整備に努めます。

（単位：人）

区 分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	①幼稚園・認定こども園	53	47	45	43	42
	②町外受託	70	70	70	70	70
	③町外委託	20	20	20	20	20
	④合計（①+②-③）	103	97	95	93	92
確保方策	⑤幼稚園、認定こども園 （特定施設・保育施設）	180	180	180	180	180
	⑥家庭的保育 （特定地域型保育事業）	—	—	—	—	—
⑤+⑥-④		77	83	85	87	88

【確保の内容】

(単位：人)

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
幼稚園	—	—	—	—	—
認定こども園	180	180	180	180	180
合 計	180	180	180	180	180

②保育所（園）、認定こども園（2号認定：3歳～5歳児）

保護者の就労等の事由により、保育を必要とする3歳から小学校就学前までの児童に対して、保育所等の施設の必要量を確保し、適正規模による保育環境の整備や保育サービスの質の向上に努めます。

(単位：人)

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	①保育所・認定こども園	104	96	98	96	98
	②町外受託	20	20	20	20	20
	③町外委託	20	20	20	20	20
	④合計（①+②-③）	104	96	98	96	98
確保方策	⑤教育・保育	180	180	180	110	110
	⑥地域型保育	—	—	—	—	—
⑤+⑥-④		76	84	82	14	12

【確保の内容】

(単位：人)

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
認定こども園	65	65	65	70	70
保育所（園）	115	115	115	40	40
合 計	180	180	180	110	110

③保育所（園）、認定こども園（3号認定：0歳～2歳児）

保護者の就労等の事由により、保育を必要とする0歳から2歳児までの児童に対して、保育所等の施設の必要量を確保し、適正規模による保育環境の整備や保育サービスの質の向上に努めます。

(単位：人)

区 分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の 見込み	①保育所・認定こども園	64	66	68	68	68
	②町外受託	15	15	15	15	15
	③町外委託	10	10	10	10	10
	④合計（①+②-③）	69	71	73	73	73
確保 方策	⑤教育・保育	108	108	108	78	78
	⑥家庭的保育 小規模保育等 （特定地域型保育事業）	—	—	—	—	—
⑤+⑥-④		39	37	35	5	5

【確保の内容】

(単位：人)

区 分	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度	
	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
認定こども園	5	53	5	53	5	53	5	53	5	53
保育所（園）	15	35	15	35	15	35	5	15	5	15
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	108		108		108		78		78	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

(単位：か所)

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策		2	2	2	2	2

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人回／月)

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み	169	169	168	166	164
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：人回／年)

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み	321	297	278	250	226
確保方策	321	297	278	250	226
実施内容	実施方法：医療機関において受診する妊婦一般健康診査料の一部を助成します。 受診票交付数：14 回分 検査内容：問診、診察、血圧、体重、尿検査 等				

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。

(単位：人)

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み	26	24	23	20	18
確保方策	26	24	23	20	18
実施内容	実施体制：3人 実施機関：保健センター				

⑤養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭、その他の様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等が訪問して具体的な養育に関する指導・助言等を行うことで、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

(単位：人)

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5
実施内容	実施体制：3人 実施機関：保健センター				

⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童等の支援に資する事業）

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化と地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業です。

(単位：回／年)

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策	4	4	4	4	4
実施内容	代表者会議：1回 実務者会議：3回				

⑦子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業）

保護者の疾病等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

（単位：人日）

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み	71	67	67	66	66
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の子どもを養育する保護者等を会員として、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、町では実施していませんが、今後のニーズにより提供体制の確保を検討します。

（単位：人日）

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み		0	0	0	0	0
確保方策	子育て援助活動支援事業 （育児・緊急対応強化事業を除く）	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 （就学後）	—	—	—	—	—

⑨一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園や保育所で一時的に預かる事業です。

【教育認定子どもを対象とした一時預かり事業（幼稚園型）】

（単位：人日／年）

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み	1 号	61	56	56	55	55
	2 号	761	761	761	761	761
確保方策（幼稚園型）		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

【一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

（単位：人日／年）

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み		50	50	50	50	50
確保方策	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	50	50	50	50	50
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	—	—	—	—	—
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	—	—	—	—	—

⑩延長保育事業

保育認定を受けた子どもを通常の利用時間帯以外の時間において、保育所や認定こども園等で引き続き保育を行う事業です。

（単位：人）

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み	36	34	34	33	33
確保方策	36	34	34	33	33
実施か所数	3	3	3	3	3

⑪病児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合において、病院や保育所等の専用スペースで看護師等が一時的に保育を行う事業です。

館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町の1市4町共同設置により、1日あたりの定員を6名として実施しています。

(単位：人日／年)

区 分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		10	10	10	10	10
確保方策	病児保育事業	10	10	10	10	10
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	—	—	—	—	—

⑫放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや集団生活の場を提供する事業です。

(単位：人)

区 分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	低学年	95	97	85	78	81
	高学年	52	46	42	40	39
	小 計	147	143	127	118	120
確保方策		190	160	160	160	160

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である保護者の子どもが特定教育・保育等を受けた場合において、保護者が特定教育・保育施設等に支払うべき日用品や文房具等の購入費用等を補助する事業です。

⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業

住民ニーズに沿った保育を提供していく上で多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対する相談・助言の巡回支援等を行う事業です。

⑮妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

(単位：人)

区 分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み		120	120	120	120	120
確保方策	こども家庭センター (未設置のため保健 センター) で提供	120	120	120	120	120
	上記以外で提供	—	—	—	—	—

⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

認可保育園や認定こども園等を利用していない生後6か月から3歳未満の子どもを対象とし、保護者の就労の有無等は問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育を利用できる事業です。令和8年度から事業を開始します。

(単位：人日／年)

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み（0～2 歳児）	—	8	8	8	8
確保方策	—	8	8	8	8

⑰産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

(単位：人日／年)

区 分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み	34	34	34	34	34
確保方策	34	34	34	34	34

⑱子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童とその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む）として家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

⑱児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とし、居場所となる拠点を開設して生活の場を与えるとともに、児童とその保護者への相談等を行う事業です。

㉑親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童とその保護者、特定妊婦等を対象とし、親子間の適切な関係性を構築するため、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

第5章

子ども・子育て支援に関する施策の展開

1. 基本目標

本計画では、板倉町子ども・子育て支援事業計画（第2期）を踏襲し、次の9つの基本目標を掲げて各施策を推進します。

基本目標1 地域における子育ての支援

地域における「つながり」の希薄化が進むとともに、祖父母や近隣の住民等から子育ての協力や支援を受けることが困難な状況にあり、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親となり、子育てに関する様々な問題を抱えて孤立する家庭が増加しています。

すべての子育て家庭のため、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでのワンストップ相談窓口の設置（子育て世代包括支援センター）や子育てをする親同士の交流の場の提供（地域子育て支援センター）等、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支え合えるネットワークづくりを推進します。

基本目標2 母子の健康の確保と増進

安心して妊娠・出産・子育てができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るため、妊娠・出産期から乳幼児期を中心とした食育、思春期保健対策や小児医療等、子どものライフステージに応じた健康推進に取り組みます。

基本目標3 子どもの健やかな成長を促す教育環境の整備

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナー等の「生きる力」を育成する上で重要な役割を果たします。

次世代の担い手である子どもが、豊かな人間性や思いやりの心を身につけ、家庭や学校だけでなく地域社会が一体となって、子どもの健やかな育成を図るための多様な教育環境づくりを推進します。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

妊産婦や子育て中の親子が安心して外出できるように公共施設、公共交通機関や歩道等の子育てバリアフリー化を促進するとともに、交通安全対策や防犯対策の推進、良質

な公営住宅の確保や地域の居住環境の向上を図ることにより、子どもたちが安心して暮らせるための環境整備に取り組みます。

基本目標5 仕事と生活の調和の推進

共働き世帯が増加してライフスタイルが多様化する中で仕事と子育ての調和を実現するためには、人生の各ステージ、特に子育て期において多様で柔軟な働き方を選択できることが重要となります。更に、仕事と子育てを両立していくためには、意識改革を含め、父親も子育てができる働き方の実現が必要となります。

事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、地域社会全体に対する理解の浸透の推進力の強化を図るため、官民一体となって啓発や情報提供等に取り組みます。

基本目標6 子ども等の安全の確保

子ども等の安全を確保するため、交通安全対策や犯罪等の被害から子ども等を守るための取組を推進します。また、犯罪、いじめや児童虐待等による被害にあった子どもの精神的ダメージを軽減するため、関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。

基本目標7 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

ひとり親家庭の自立支援、児童虐待防止、障がい児とその家族への支援等、特に支援を必要とする子どもや家庭の子育て支援を推進します。特に、児童虐待に関しては、発生予防、早期発見・早期対応等の観点から、地域の協力や関係機関との連携（児童虐待防止ネットワーク）の機能強化を推進します。

基本目標8 次世代の親の育成

結婚して家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるよう、地域社会全体で子育てを応援する環境づくりを促進する必要があります。若者への就労支援を行うとともに、若者の出会いや交流の場の創出を推進します。

基本目標9 推進と啓発の取組

「次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する」という観点から、本町におけるすべての家庭、事業主や子育て支援活動をしている団体をはじめとした、町民一人ひとりへの意識啓発を図る必要があります。

また、個々の家庭が多岐にわたる子育て支援サービスの情報を的確に把握できるよう、町ホームページ・広報紙・子育てアプリ・SNSを活用した積極的な情報提供を推進します。

2. 施策の体系

基本理念とともに、板倉町子ども・子育て支援事業計画（第2期）を踏襲して設定した基本目標ごとの基本施策を体系図で示しました。

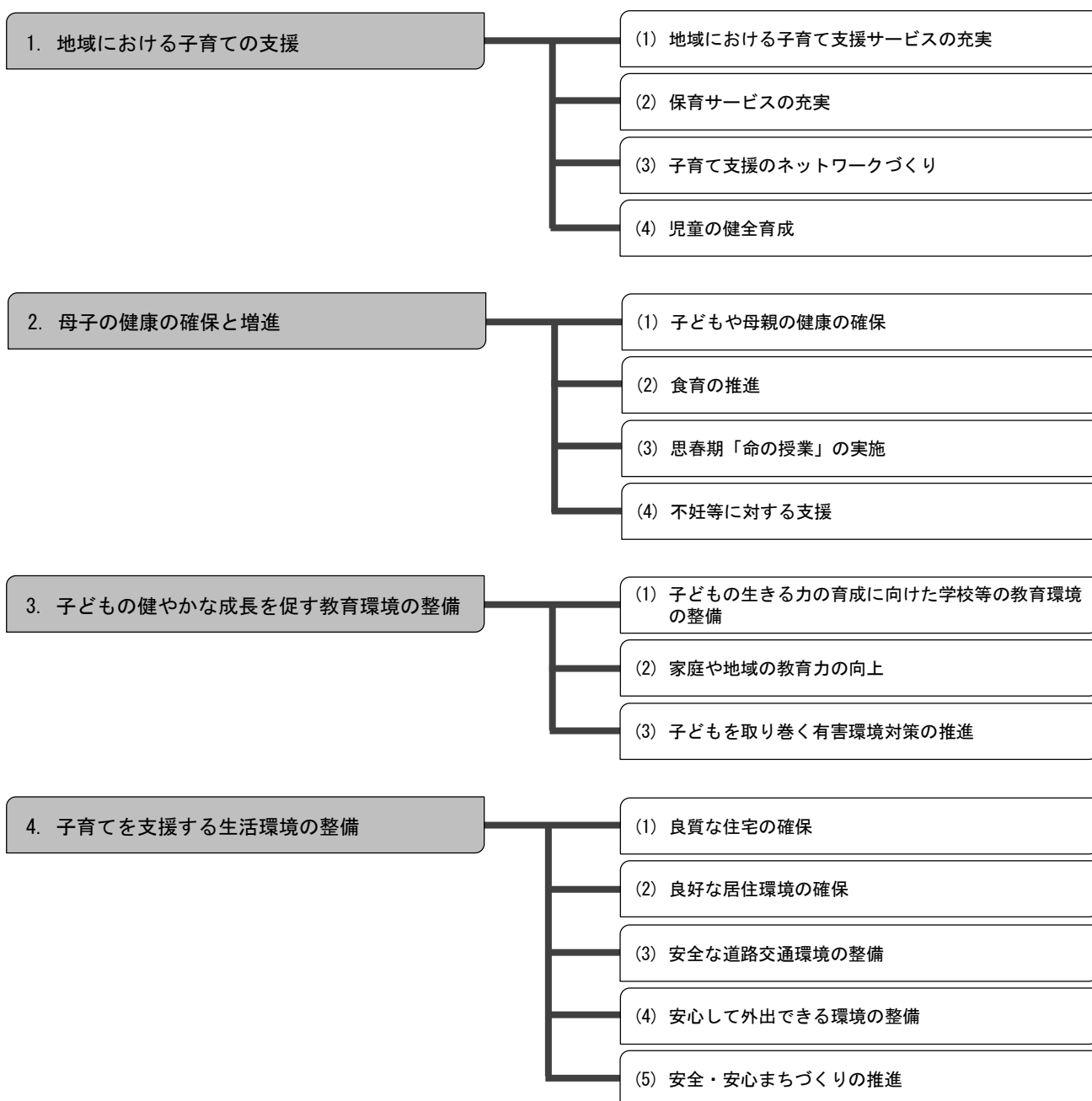
本章において、基本施策に基づく具体的な個別施策を展開します。

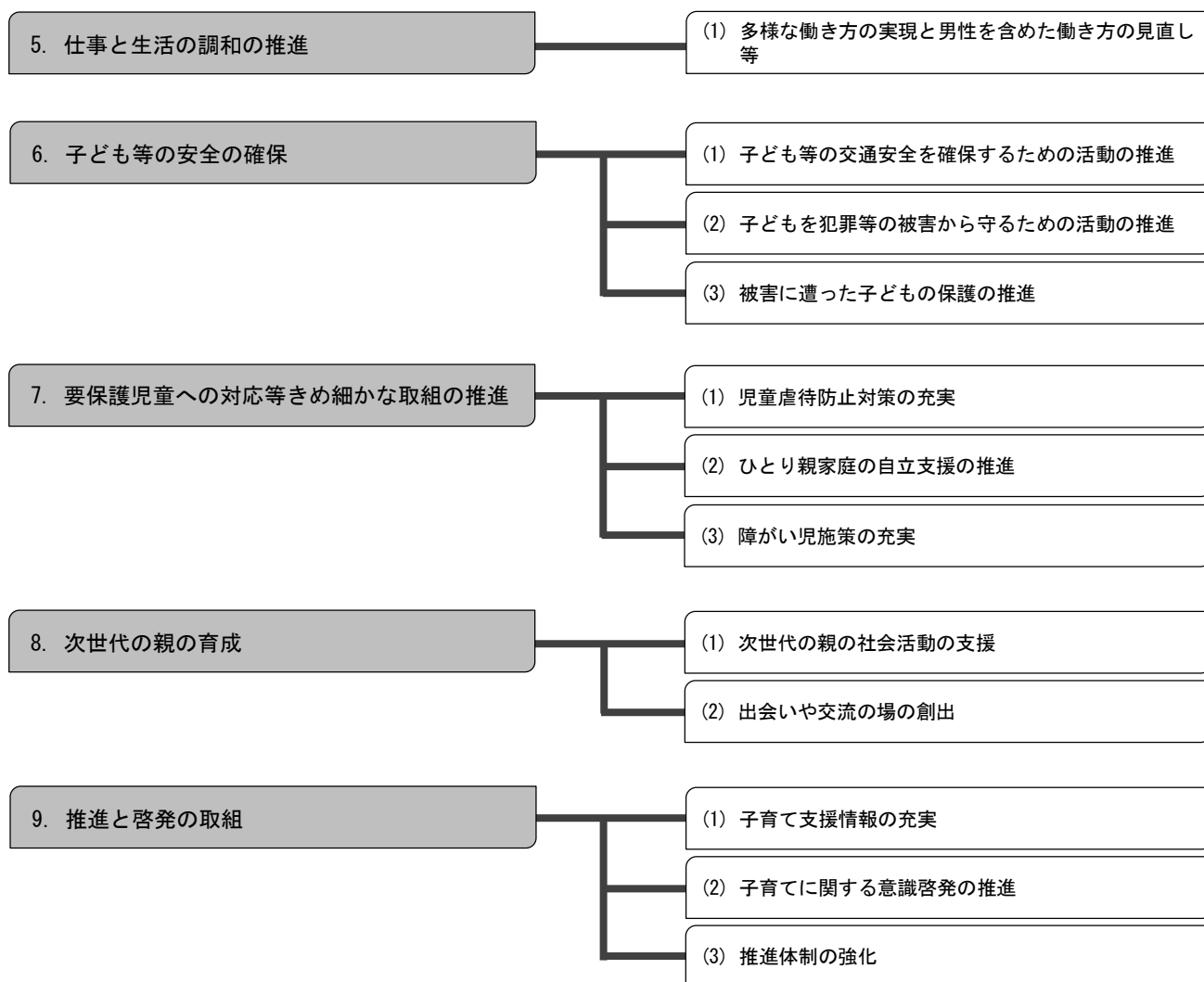
基本理念

豊かな自然とふれあい 子ども・親・地域がともに育つまち いたくら

基本目標

基本施策





3. 施策の展開

基本目標 1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

子育てに関する相談体制や子育て支援サービスに関する情報提供の充実を図り、子育て・親育ちを地域ぐるみで温かく支える環境づくりを推進します。

個別施策

- I. 児童とその保護者又はその者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
 - 1. 乳児家庭全戸訪問事業
 - 2. 養育支援訪問事業
 - 3. ファミリー・サポート・センター事業の調査検討
- II. 保育所その他の施設において支援する事業
 - 4. 認定こども園における預かり保育の推進
 - 5. 学童保育の充実（放課後児童健全育成事業）
- III. 地域の児童の養育に関する情報の提供・助言を行う事業
 - 6. 地域子育て支援拠点事業
 - 7. 公民館併設型子育て広場事業の検討
 - 8. 子育て相談（保育所）の充実
- IV. 子育て支援サービスに関する情報の一元化
 - 9. こども家庭センターの設置
 - 10. 家庭児童相談の充実
 - 11. 子育て支援総合コーディネート事業の導入検討

1. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、相談や情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域のなかで子どもが健やかに育成できるよう支援を行います。

2. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し養育に関する助言・指導を行います。

3. ファミリー・サポート・センター事業の調査検討

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中のかたを会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業の検討をします。

4. 認定こども園における預かり保育の推進

在籍している園児を対象とした通常の教育時間終了後の預かり保育を実施します。

5. 学童保育の充実（放課後児童健全育成事業）

小学生が、その保護者の就労等により、放課後家庭が常時留守になっている児童を対象に、放課後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

6. 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子に対し、気軽に相談や交流ができる場の提供や、子育て家庭に対しての育児相談、子育てサークルへの支援等を行います。

7. 公民館併設型子育て広場事業の検討

児童のプレイルームや母と子の交流スペースを公民館に併設し、提供する事業です。

8. 子育て相談（保育所）の充実

保育所において、子育て相談や情報を提供する事業です。

9. こども家庭センターの設置

母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊婦、子ども、子育て家庭の健康や福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。

10. 家庭児童相談の充実

家庭における児童の健全育成を図る育児相談や指導を実施します。

11. 子育て支援総合コーディネート事業の導入検討

地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握した子育て支援総合コーディネーターを配置し、子育て家庭に対する情報提供やケースマネジメント等の支援を行う事業の導入を検討します。

(2) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、子育て家庭が利用しやすい保育サービスの提供を図るとともに、保育サービスの質の向上に取り組みます。

個別施策

- 12. 延長保育
- 13. 一時預かり（一時保育）事業
- 14. 保育施設の充実
- 15. 乳児保育事業の推進
- 16. 障害児保育事業の推進
- 17. 保育所地域活動事業の推進
- 18. こども誰でも通園制度の導入
- 19. 保育サービス評価事業の導入検討

12. 延長保育

就労形態の多様化に対応するため、保育園の通常開所時間外の保育を実施します。

13. 一時預かり（一時保育）事業

保護者の断続的な就労や私的理由等により、児童の保育が困難になったときの一時保育を実施します。

14. 保育施設の充実

施設の老朽化に伴う更新により、地域の子育て支援施設の中核を担う拠点として児童館と一体的に整備します。

15. 乳児保育事業の推進

産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業を実施します。

16. 障害児保育事業の推進

軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業を実施します。

17. 保育所地域活動事業の推進

保育所の有する専門知識を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業を推進します。

18. こども誰でも通園制度の導入

親が働いていなくても6か月から満3歳未満の子どもを月一定時間を上限に保育園に預けることができる通園制度です。全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を行います。

19. 保育サービス評価事業の導入検討

保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価する事業の導入を検討します。

（3）子育て支援のネットワークづくり

多様な子育て支援サービスが展開されるなかで、個々の子育て家庭がその状況に応じた適切なサービスを選択して利用できる環境の整備や、子育てサークルの育成・支援を含めた子育て支援のネットワークづくりに取り組みます。

個別施策

- 20. 子育て支援総合ガイドブックの配布
- 21. 子育て支援ネットワークの形成

20. 子育て支援総合ガイドブックの配布

子育て支援情報を総合的にまとめた子育て便利帳を配布し、適宜改訂を行います。

21. 子育て支援ネットワークの形成

保健センター（子育て世代包括支援センター）や児童館（地域子育て支援センター）等で実施している各種相談事業のネットワーク化を図り、保護者が希望する幅広い情報の提供を行います。

（４）児童の健全育成

子ども同士の協調性や人間関係、社会的適応能力の発達と規範意識等の形成を促すため、本町の豊かな自然環境、歴史や文化を活かし、放課後や週末等の活動の場づくりを推進します。

また、子どもが安心して暮らすことのできる地域社会の形成を図るとともに、子どもの悩みの相談にも取り組みます。

個別施策

- 22. 児童館の充実
学童保育の充実（再掲5）
- 23. 公民館を利用した子ども向け講座の開催
- 24. 校庭開放等学校施設の活用
- 25. スポーツ少年団活動の支援
- 26. スポーツ教室の開催
- 27. 読書推進計画事業の実施
- 28. 高齢者と子どもの交流イベントの開催
- 29. 認知症キッズサポーターの養成
- 30. 子どもによる高齢者見守り体制づくり
- 31. 児童手当の支給
- 32. 就学援助費の支給
- 33. 健全育成に関する啓発
- 34. 防犯パトロール活動の推進
- 35. 社会を明るくする運動の推進
- 36. 子ども安全協力の家の推進

22. 児童館の充実

子どもたちの遊び場や居場所、親子の交流の場を提供するほか、各種行事を開催します。

また、施設の老朽化に伴う更新により、地域の子育て支援施設の中核を担う拠点として保育園と一体的に整備します。

23. 公民館を利用した子ども向け講座の開催

子どもの学習の場や居場所づくりに向けた公民館の活用を図ります。

24. 校庭開放等学校施設の活用

休日における安全な遊び場づくりに向けた校庭等の活用を図ります。

25. スポーツ少年団活動の支援

スポーツ活動をとoshした心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツ少年団への支援を行います。

26. スポーツ教室の開催

スポーツ活動をとoshした心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツ教室を開催します。

27. 読書推進計画事業の実施

板倉町子ども読書活動推進計画に基づき、読書を通じて子どもたちの豊かな人間性や社会性を育みます。

28. 高齢者と子どもの交流イベントの開催

介護予防サポーターや老人クラブ等高齢者地域活動団体との連携による世代間交流事業を実施します。

29. 認知症キッズサポーターの養成

小学校と連携し、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族に声かけやちょっとした手助けができる認知症キッズサポーターを養成します。

30. 子どもによる高齢者の見守り体制づくり

小・中学校や高等学校への出前講座を通じて、本町における高齢者の現状と課題を学ぶ機会をつくり、子どもによる高齢者の見守り体制づくりを推進するとともに、子どもと高齢者相互の見守り体制に発展させていきます。

31. 児童手当の支給

国の基準に基づき、児童手当を支給します。

32. 就学援助費の支給

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に基づく援助を行います。

33. 健全育成に関する啓発

青少年の健全育成に関する啓発紙を配布します。

34. 防犯パトロール活動の推進

防犯パトロール活動等により、問題行動の早期発見と未然防止に努めます。

35. 社会を明るくする運動の推進

7月の強調月間や板倉まつり開催時に、広報活動を行います。

36. 子ども安全協力の家の推進

不審者に遭遇するなど身の危険を感じたときや急病のときに、子どもたちが助けを求めることのできる「子ども安全協力の家」を確保するための取組を推進します。

基本目標2 母子の健康の確保と増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期や乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問や両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導や保健指導等の充実を図ります。

また、近年の核家族化等による親の育児不安や子育てに伴う負担感の軽減と、安全に出産を迎え、安心して子育てに臨めるよう、出産準備教育や相談体制の充実を図ります。

個別施策

- 乳児家庭全戸訪問事業（再掲1）
- 養育支援訪問事業（再掲2）
- 37. 母子健康手帳の交付と健康相談の充実
- 38. 育児相談の推進
- 39. 幼児歯科相談、フッ素塗布の推進
- 40. 保育所等の歯科保健指導の推進
- 41. ハイリスク妊産婦訪問指導の推進
- 42. 産婦、新生児訪問指導の推進
- 43. 初回産科受診料支援事業の推進
- 44. 出産・子育て応援給付金支援事業
- 45. 産後ケア事業
- 46. 離乳食教室（赤ちゃんれすとらん）の開催
- 47. 乳幼児訪問指導の推進
- 48. 妊産婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査の実施
- 49. 乳幼児健診の実施
- 50. あそびの教室（もんたん）の開催
- 51. 育児学級（コアラ学級）の開催
- 52. 事故防止等啓発事業の推進
- 53. 地域活動事業（保健推進員）の推進
- 54. 乳幼児福祉医療費の支給
- 55. 発達相談（ぱおぱお）の開催
- 56. 予防接種の実施

37. 母子健康手帳の交付と健康相談の充実

妊娠届出時に個別健康相談を行い、安心して出産・子育てにつながるよう、相談・支援体制の整備を推進します。

38. 育児相談の推進

乳幼児とその親を対象とした子育て相談を推進します。

39. 幼児歯科相談、フッ素塗布の推進

幼児とその母親を対象とした歯科健診、歯科保健指導、1歳6か月から就学前の希望者にフッ素塗布を実施します。

40. 保育所等の歯科保健指導の推進

むし歯予防等の講義と歯科保健指導を実施します。

41. ハイリスク妊産婦訪問指導の推進

ハイリスク妊産婦に対する保健師による家庭訪問指導を実施します。

42. 産婦、新生児訪問指導の推進

おおむね生後1か月以内の新生児とその親を対象とし、保健師による訪問指導を実施します。

43. 初回産科受診料支援事業の推進

妊娠に係る経済的負担の軽減を図るため、低所得世帯に属するかたが妊娠判定を受けるための初回産科受診料の一部を助成します。

44. 出産・子育て応援給付金支援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施します。

45. 産後ケア事業

産後間もない母親の育児への不安や体の負担を軽減するため、保健師等による心身のケアや育児のサポート等の支援を行います。

46. 離乳食教室（赤ちゃんれすとらん）の開催

適切な食生活習慣を確立させるための講話や離乳食の試食を行います。

47. 乳幼児訪問指導の推進

育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導を実施します。

48. 妊産婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査の実施

妊産婦を対象とした医療機関における健康診査を実施します。

49. 乳幼児健診の実施

乳幼児を対象とした集団健康診査を実施します。

50. あそびの教室（もんたん）の開催

2～3歳の幼児とその親を対象とした運動発達や社会性等を育成する教室を開催します。

51. 育児学級（コアラ学級）の開催

保健センターを利用した親子同士の交流や育児情報交換の場の提供を行います。

52. 事故防止等啓発事業の推進

発達段階にあわせた事故防止情報の提供と啓発を推進します。

53. 地域活動事業（保健推進員）の推進

子育ての経験を生かした保健推進員による子育て等相談支援活動を推進します。

54. 乳幼児福祉医療費の支給

乳幼児を対象とした医療費を支給します。

55. 発達相談（ぱおぱお）の開催

乳幼児健診事後フォローや育児相談から、セカンドオピニオンのなものとして、理学・作業・言語療法士・臨床心理士による個別相談を行い、育てにくさを感じる親に寄り添う支援を行います。

56. 予防接種の実施

予防接種法に基づく予防接種を実施します。

（2）食育の推進

子どもたちに対する食育は、心身の成長と人格の形成に必要な教育であり、生涯にわたって健全な心と体の育成の基礎となります。

家庭や地域において、多様な暮らしに対応した健全な食生活の普及浸透を図り、地域に根ざした取組を推進します。

個別施策

57. 食育事業の推進

57. 食育事業の推進

あらゆる機会を通じて、食育を推進します。

(3) 思春期体験学習の実施

妊婦体験や胎児モデル等の教材学習、実際の赤ちゃんと同じ重さの人形を抱っこする等の体験学習を行うことで命の尊さを再確認するとともに、子育ての楽しさ、子どもを産み育てることの意義や家族を築くことの大切さを啓発します。

個別施策
58. 思春期「命の授業」の実施

58. 思春期「命の授業」の実施

小学生、中学生に対し「命の授業」を開催し、将来の健全な母性や父性の形成につなげます。

(4) 不妊等に対する支援

子どもを産みたくても産めずに悩んでいる夫婦は少なくなく、不妊治療を受けるかたが増加しています。不妊で悩む夫婦のために、不妊治療に対する情報提供の充実を図ります。

個別施策
59. 情報提供の充実（子育て支援アプリ）
60. 不妊治療・不育症治療の助成事業

59. 情報提供の充実（子育て支援アプリ）

不妊等で悩んでいるかたに対し、正しい情報を提供します。

60. 不妊・不育症治療の助成事業

検査や治療等に要した費用の一部を助成します。

基本目標3 子どもの健やかな成長を促す教育環境の整備

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

子どもの自主性や豊かな人間性、たくましく生きるための健やかな身体は、子どもが主体的にかかわる活動や地域特有の自然・文化に触れることで育成されます。

次世代を担う子どもたちが生きる力を身につけるため、学校教育等の環境整備を推進します。

個別施策

I. 確かな学力の向上

- 61. 基礎基本の定着を図るための学習法の工夫
- 62. 個に応じた多様な指導方法の充実
読書推進計画事業の実施（再掲 27）
- 63. 外国語指導助手（ALT）の活用
- 64. 外部人材の活用

II. 豊かな心の育成

- 65. 道徳教育の充実
- 66. 芸術鑑賞会の実施
- 67. 地域交流推進事業の実施
- 68. 教育相談体制の充実

III. 健やかな身体の育成

- 69. 体育授業の充実
- 70. 健康教育（保健）の実施
- 71. 歯科保健対策の推進

IV. 信頼される学校づくり

- 72. 開かれた学校づくり
地域交流推進事業の実施（再掲 67）
- 73. 学校施設の整備

V. 幼児教育の充実

- 74. 保育所、認定こども園と小学校の連携
認定こども園における預かり保育の推進（再掲 4）

61. 基礎基本の定着を図るための学習法の工夫

基礎基本の確実な定着のための指導方法の工夫改善と評価規準の見直しを行います。

62. 個に応じた多様な指導方法の充実

習熟度学習や少人数指導、ティームティーチング（TT）等の積極的な取り入れと、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

63. 外国語指導助手（ALT）の活用

外国語指導助手（ALT）の町内小・中学校や町内保育所等への派遣を行います。

64. 外部人材の活用

町立小・中学校の活性化を図るための外部人材の積極的な活用を図ります。

65. 道徳教育の充実

全体指導計画の見直しを図り、「考え、議論する道徳」を展開します。

66. 芸術鑑賞会の実施

子どもたちに舞台芸術に触れる機会を提供し、芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養います。

67. 地域交流推進事業の実施

農作物の栽培体験をとおした農業者との交流事業等、地域の人材や素材等の授業への活用と地域との交流を推進する事業を実施します。

68. 教育相談体制の充実

来所による定期的な個別の面接相談や電話による相談、不登校児童生徒の家庭への指導員の定期的な訪問を実施します。また、各学校に教育相談員、心の教室相談員、スクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実、各学校との連携の強化を図ります。

69. 体育授業の充実

体力向上プランを作成し、指導方法の工夫を行います。

70. 健康教育（保健）の実施

関係機関団体との連携等による指導の充実を図ります。

71. 歯科保健対策の推進

小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発を図ります。

72. 開かれた学校づくり

学校評議員制度の活用を図ります。

73. 学校施設の整備

学校施設の整備、充実を図ります。

74. 保育所や認定こども園と小学校の連携

保育所や認定こども園から小学校への円滑な移行のための連携強化を図ります。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

核家族化の進行、人間関係や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭や地域の教育力が低下していることが指摘されています。家庭や地域ぐるみで子どもたちの成長を支えるため、家庭と地域が相互に連携しつつ、それぞれの教育力の向上を目指します。

個別施策

I. 家庭教育への支援の充実

- 75. 家庭教育に関する学習機会の充実
- 76. 相談体制の整備

II. 地域の教育力の充実

校庭開放等学校施設の活用（再掲 24）

- 77. 親子で参加できるイベントの開催
- 78. 公民館における学習支援の充実
- 79. 子ども会等地域活動の機会の充実
- 80. 地域活動の指導者の育成
 - スポーツ少年団活動の支援（再掲 25）
 - スポーツ教室の開催（再掲 26）

75. 家庭教育に関する学習機会の充実

公民館における小・中学校等と連携した家庭教育に関する研修会等を開催します。

76. 相談体制の整備

認定こども園における子育て相談、情報の提供を実施します。

77. 親子で参加できるイベントの開催

親子で参加できる教室、講座を開催します。

78. 公民館における学習支援の充実

公民館を利用し、ボランティアによる学習支援を促進します。

79. 子ども会等地域活動の機会の充実

地域や関係機関等の協力による地域活動を促進します。

80. 地域活動の指導者の育成

指導者育成講習会を開催します。

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

スマートフォンの普及等に伴い、性や暴力に関する有害情報、SNSを利用した犯罪やいじめ等が問題になっている状況にあるほか、スマートフォン等の長時間利用により、生活リズムの乱れを招くおそれがあります。

インターネット上にある有害情報の影響から子どもたちを守るため、警察、PTA、地域のボランティアや関係機関が連携して、見守り活動やフィルタリング利用による有害情報閲覧防止等のインターネット・リテラシーの啓発等、子どもの安全・安心なインターネット利用に向けての取組を推進します。

個別施策

- 健全育成に関する啓発（再掲 33）
- 防犯パトロール活動の推進（再掲 34）
- 社会を明るくする運動の推進（再掲 35）
- 子ども安全協力の家の推進（再掲 36）

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

子どもを安心して育てられる住宅の確保は、子どもが健やかに育つための重要な要素の1つです。

快適な生活環境を確保するとともに、居住の安定にもつながるように、子育て家庭への良質な住宅や情報の提供を推進します。

個別施策

81. 公共賃貸住宅の供給

81. 公共賃貸住宅の供給

町営住宅の供給を行います。

(2) 良好な居住環境の確保

子育てを担う若い世代が良好な居住環境で暮らしていけるよう、シックハウス対策等、ニーズに応じた対策を実施します。

個別施策

82. 町営住宅のシックハウス対策

82. 町営住宅のシックハウス対策

室内環境の安全に悪影響を及ぼすおそれのある建築資材の使用を制限します。

(3) 安全な道路交通環境の整備

妊産婦、子どもや乳幼児連れの親が、日常生活の中で安全に外出できる道路交通環境の整備を推進します。また、事故の危険性が高い通学路については、歩道を拡幅する等、安全で安心な歩行空間の整備に努めます。

個別施策**I. 幅の広い歩道の確保****83. 地域の道路の整備****84. 通学路の安全確保****II. 交通安全施設の整備****85. 交通安全施設の整備****83. 地域の道路の整備**

人にやさしい福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（群馬県）に基づき、必要に応じて施設の整備を実施します。

84. 通学路の安全確保

関係機関との連携を図り、通学路合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果の把握も行い、対策の改善と充実に努めます。

85. 交通安全施設の整備

道路標識や誘導ブロックの整備を行います。

(4) 安心して外出できる環境の整備

すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等については、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方により、子育てしやすい環境の整備を促進します。

個別施策

I. 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化促進

86. 公共交通機関のバリアフリー化

87. 建築物のバリアフリー化

II. 子育てにやさしいトイレ等の整備

88. ベビーキープ・多機能トイレの設置、広いスペースの確保

III. 授乳室の設置

89. 授乳スペースの確保

IV. 子育て世帯への情報提供

90. 子育て世帯へのバリアフリー情報提供

86. 公共交通機関のバリアフリー化

低床バスの普及促進を図ります。

87. 建築物のバリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく整備を行います。

88. ベビーキープ・多機能トイレ設置、広いスペースの確保

多機能トイレの設置を推進し、広いスペースを確保します。

89. 授乳スペースの確保

公共施設等に授乳スペースを確保します。

90. 子育て世帯へのバリアフリー情報提供

地域に密着したきめ細かな子育て支援情報の提供を検討します。

(5) 安全・安心まちづくりの推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、犯罪防止に配慮したまちづくりを推進します。

また、子どもの活動の場である地域の公園について、利用者が安心して利用できるよう、環境整備を推進するとともに、地域住民と連携した継続的な維持管理を行います。

個別施策

Ⅰ. 防犯対策の充実

91. 防犯環境の整備

Ⅱ. 遊び環境の整備

92. 地域の公園の活用推進

91. 防犯環境の整備

町や防犯支部が道路に防犯灯を設置し、継続的な維持管理を行うとともに、青色防犯パトロール等の広報による防犯対策の啓発を行います。

92. 地域の公園の活用推進

地域の公園の遊具点検等を定期的に行い、利用者の安全・安心を第一に維持管理を行います。

基本目標5 仕事と生活の調和の推進

(1) 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し等

共働き世帯が増加する中、母親が子育てをしながら働き続けることは大きな負担であるため、父親が子育てに参加する重要性が高まっています。

子育てに対する家庭や職場の協力・支援を得ることのできる環境づくりのための意識啓発を図り、男性を含めたすべての人が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるための取組を推進します。

個別施策

- 93. 男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催
- 94. 仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催
- 95. 就労・再チャレンジトータルサポート

93. 男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催

社会一般の認識や理解を深めるとともに、職業人としての自己啓発を図ります。

94. 仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の趣旨や内容についての啓発を図ります。

95. 就労・再チャレンジトータルサポート

男女とも子育てをしながら働き続けることができる雇用環境の整備と、育児により仕事から離れていたかたをはじめとする再就職希望者に対して再就職の機会を創出するため、各種相談会や知識習得のためのセミナーの開催、また労働関連法等の周知等の情報発信を、国や県、ハローワーク等の労働関係機関と連携し実施します。

基本目標6 子ども等の安全の確保

(1) 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

子ども等を交通事故から守るため、警察、学校、関係団体や地域が連携した協力体制のもと、総合的な交通事故の防止に努めた取組を推進します。

個別施策

- 96. 交通安全教室の開催
- 97. 関係機関・団体との連携
- 98. チャイルドシートの正しい使用の徹底、普及啓発

96. 交通安全教室の開催

保育所、認定こども園、小学校、中学校や公民館等での交通安全教室を開催します。

97. 関係機関・団体との連携

地域、関係機関や学校が連携した交通安全指導の協議を行います。

98. チャイルドシートの正しい使用の徹底、普及啓発

チャイルドシートの正しい着用についての啓発事業を実施します。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係団体や地域の協力のもと、子どもを対象とする犯罪の取締りを通学路等のパトロール、犯罪等に関する敏速な情報提供や情報交換等により行います。

個別施策

- 99. 自主防犯活動の推進
- 100. 関係機関・団体との情報交換
- 101. パトロール活動の推進
- 102. 防犯講習会の開催
- 103. 安全教育の促進
- 子ども安全協力の家の推進（再掲 36）

99. 自主防犯活動の推進

地域や関係機関が連携した防犯活動を実施します。

100. 関係機関・団体との情報交換

子どもを犯罪の被害から守るための定期的な情報交換やいたくらお知らせメールでの情報提供を行います。

101. パトロール活動の推進

地域と関係機関が連携したパトロール活動を実施します。

102. 防犯講習会の開催

行政区出前講座として、地域における防犯講習会を公民館等で開催します。

103. 安全教育の促進

不審者を想定した子ども対象の避難訓練や保護者への文書等による啓発活動事業を実施します。

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめや児童虐待等の被害を受けた子どもに対し、再発防止に向けた地域の見守りをはじめ、子どもに対するカウンセリング等による心のケアの充実を図ります。

個別施策

104. 相談体制の充実

104. 相談体制の充実

関係機関と連携したきめ細かな相談体制の充実を図ります。

基本目標7 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防、虐待を受けている児童の早期発見と早期対応から保護や自立支援に至るまで、切れ目のない総合的・組織的な対応を推進するため、関係機関と連携して迅速かつ適切な対応が行えるよう体制を整備するとともに、子育て中の保護者への啓発等、児童虐待に関する対策の充実を図ります。

個別施策

- 105. 要保護児童対策地域協議会の充実
- 106. 虐待に関する相談の充実
- 107. 虐待の早期発見と予防
- 108. 虐待防止ネットワークの活用
- 109. 主任児童委員、民生委員の活用
乳児家庭全戸訪問事業（再掲1）
養育支援訪問事業（再掲2）

105. 要保護児童対策地域協議会の充実

関係各課・機関との情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動や啓発活動を行います。

106. 虐待に関する相談の充実

家庭児童相談員やケースワーカーによる児童虐待に関する相談・指導の充実を図ります。

107. 虐待の早期発見と予防

健康相談、健康診査や訪問指導等のあらゆる機会をとおして、児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行います。

108. 虐待防止ネットワークの活用

関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握、サポートや啓発活動を行います。

109. 主任児童委員、民生委員の活用

児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生委員の積極的活用を図ります。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭における児童の健全な育成を図るため、生活や就労に関する自立支援が大切です。

ひとり親家庭が心豊かに安心して生活が送れるよう、相談体制の充実や経済的な自立を促します。

個別施策

- 110. 母子・父子家庭への就業・自立支援
- 111. 児童扶養手当の支給
- 112. 母子・父子家庭医療費の支給
- 113. 母子・父子寡婦福祉資金の貸付
- 114. 親子関係を深めるための行動の充実

110. 母子・父子家庭への就業・自立支援

母子・父子家庭の親が就業・自立するための支援を行います。

111. 児童扶養手当の支給

児童扶養手当法に基づく手当を支給します。

112. 母子・父子家庭医療費の支給

条例に基づく母子・父子家庭の親子を対象とした医療費を支給します。

113. 母子・父子寡婦福祉資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉資金の貸付を行います。

114. 親子関係を深めるための行動の充実

母と子、父と子のふれあいを深めるための親子関係の行事の推進と、子育てに対する意識の向上を図ります。

(3) 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見・早期治療を推進するため、妊婦や乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の充実を図るとともに、障がい児の健全な発達を支援するため、保険、医療、福祉、教育等の連携により、子どもの発達段階に適した支援の充実を図ります。

また、広汎性発達障害（PDD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）を含む特別な教育や療育が必要な障がい児については、障がいの状態に応じた適切な教育支援や放課後等デイサービスの利用支援等、将来の自立や社会参加に向けたさまざまな支援策を講じます。

個別施策

- 115. 児童発達支援の充実
- 116. 放課後等デイサービス事業の充実
- 117. 保育所等訪問支援の充実
- 118. 特別児童扶養手当の支給
- 119. 障害児福祉手当の支給
- 120. 特別支援教育の充実
- 121. 重度心身障害児（者）福祉医療費の支給

115. 児童発達支援の充実

療育を必要とする未就学児童に対し、集団・個別の発達支援や家族支援を行います。

116. 放課後等デイサービス事業の充実

通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を促進する支援を行います。

117. 保育所等訪問支援の充実

支援員が保育所等に訪問し、障がい児が集団生活に適應することができるよう、保育所等のスタッフに専門的な支援を行います。

118. 特別児童扶養手当の支給

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく手当を支給します。

119. 障害児福祉手当の支給

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく手当を支給します。

120. 特別支援教育の充実

特別に支援の必要な幼児に対する「ことばの教室」等での通級指導の充実を図ります。
また、教育支援委員会の判定を受け、小・中学生の保護者が希望した場合の特別支援学級等での等での受け入れの充実を図ります。

121. 重度心身障害児（者）福祉医療費の支給

条例に基づく重度心身障害児（者）を対象とした医療費を支給します。

基本目標8 次世代の親の育成

(1) 次世代の親の社会活動の支援

心の豊かさや精神的なたくましさ、自立に向けた知識・教養等を身につけるための各種講座を開催し、将来の社会活動に向けた支援を行うとともに、次世代を担う若者がさまざまな問題を抱えたときに相談しやすい体制の整備に努めます。

個別施策

- 122. 県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）との連携・協働
- 123. 職場体験の充実

122. 県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）との連携・協働

若年者の就職活動に必要なキャリアカウンセリングから各種セミナー、職業紹介、就職後のフォローアップまで実施している、県若者就職支援センターとの連携を強化し、協働して若年者の就職支援を総合的に行っていきます。

123. 職場体験の充実

中学校期におけるさまざまな職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識の啓発を図ります。

(2) 出会いや交流の場の創出

少子化進行の大きな要因となっている未婚・晩婚化の理由として、女性の社会進出やライフスタイルの多様化とともに、出会いの減少による影響があります。

結婚を望む独身男女の多様な交流の場を創出し、自然な形で出会いを促進します。

具体的施策

- 124. 板倉町婚活応援事業実行委員会による独身男女交流イベントの開催

124. 板倉町婚活応援事業実行委員会による独身男女交流イベントの開催

独身男女の交流イベントを開催します。

基本目標9 推進と啓発の取組

(1) 子育て支援情報の充実

個々の家庭が状況に応じて多岐にわたる子育て支援サービスの情報を的確に把握できるよう、町ホームページや広報紙等を活用し、情報提供の充実を図ります。

個別施策

子育て支援総合ガイドブックの配布（再掲 20）

125. 情報の電子化の推進

126. 「広報いたくら」の活用

125. 情報の電子化の推進

町ホームページ、母子保健アプリ（いたくらまち子育て応援ナビ）やSNSによる子育て支援に関する横断的な情報提供を行うとともに、ICTの利活用を推進します。

126. 「広報いたくら」の活用

町民に対して、町広報紙を利用した情報提供や意識啓発を図ります。

(2) 子育てに関する意識啓発の推進

次世代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、家庭や地域の子育て力を高めるための各種支援を通じ、地域社会に対して子育てに関する意識啓発を推進します。

個別施策

情報の電子化の推進（再掲 125）

「広報いたくら」の活用（再掲 126）

(3) 推進体制の強化

子育て支援事業について、集中的、計画的な取組を効率的に実施するため、機能的な組織を編成します。

個別施策
127. 子育て支援に関する組織の連携強化

127. 子育て支援に関する組織の連携強化

子育て支援の充実を図るため、組織体制の連携強化、見直しを行います。

第6章

計画の推進に向けて

1. 取組の方針

本計画は、本町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策や事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

また、地域社会全体で支え合うことを目指すことから、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体をはじめとした、町民一人ひとりが行政と一体となって取組を行っていくことが重要です。

それぞれが担うべき役割を認識し、それぞれの特徴を生かしたきめ細かな取組を行うことにより、子どもと子育てを地域社会全体で支えていくまちづくりの実現に向けて総合的に施策を推進していきます。

2. 計画実現に向けた役割

(1) 家庭の役割

家庭は、子育てや教育の基本の場であり、保護者が子どもをしつけたり、正しい生活習慣を身につけたり、子育てについての第一義的な責任を有していることを十分に認識しなければなりません。子どもを含めた家族全員が協力しながら家庭生活の役割を分担し、家族機能の充実を図っていく必要があります。

また、男性・女性にかかわらず、保護者がしっかりと子どもに向き合い、子育てについての責任を果たすという基本的認識のもと、保育所、認定こども園、学校等と積極的に協力していくことが大切です。

保護者には、子どもを一人の人格をもった主体として尊重しながら、「子どもの最善の利益」を実現する観点をもって、子育てをしていくことが求められています。

(2) 地域の役割

地域は、家庭を支える最も身近な場であり、核家族化等によって家族規模の縮小が進行する中で、保護者同士や地域の人々がお互いに助け合い、子育て中の保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげられるよう、地域ぐるみでの子育て支援に努めていく必要があります。そのためには、地域の連帯意識を醸成し、地域との関わりをより一層深め、子どもたちが地域で成長できる土壌づくりを進めていくことが重要です。

また、地域の人材や施設、伝統文化等の地域資源を活用して、子育て支援活動を進めることや、子育て支援に関する活動を自主的に行っている個人や関係機関等が積極的に活動を推進し、より多くの町民の参加を促すことが期待されます。

地域全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じて、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが求められています。

（３）事業所の役割

事業所には、子どもをもつ従業員が、男性・女性ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを行うことが求められています。特に、育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着や長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保に努めることが重要です。

また、職場においても、妊婦の健康管理や子育てを行う従業員に対する理解・協力等、様々な配慮が求められています。

そして、経営者を含めたすべての従業員が子育ての社会的意義を認識し、男性の子育てへの関わりの促進や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を啓発するとともに、「ノー残業デー」をはじめ、「家族の日」に因んだ取組、育児休業や子どもが病気の際の休暇等を男性でも女性でも取りやすいような職場環境づくり、出産・育児後の円滑な職場復帰等への配慮に努めることも必要です。

更に、子どもへの職場体験の機会提供等、子どもの健やかな成長・発達に向けたより良い環境づくりに努めることが求められています。

（４）行政の役割

行政は、本計画の内容を広く町民に周知するとともに、庁内や関係機関等と連携しながら、施策の総合的な推進を図り、地域における子育て支援サービス基盤の整備と町民の参加による子育て支援に必要な環境整備を進めます。

また、家庭・地域・事業所と連携して子育て支援を行うことができるよう調整するとともに、行政は、それぞれの役割を補完し、率先して子育て支援のまちづくりに取り組みます。

3. 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以後の計画推進に反映させていくことが大切です。

「板倉町子ども・子育て会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの町民の声を反映できるよう意見収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。

巻末

資料編

1. 板倉町子ども・子育て会議条例

(平成25年9月17日条例第21号)

(改正 令和5年3月22日板倉町条例第2号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、板倉町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる次の事項を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 板倉町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 板倉町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事。

(組織)

第3条 子ども子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て地域支援関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 保育関係者
- (6) その他町長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども子育て会議に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 子育て会議の委員報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償は、板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和30年条例第19号）による。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日板倉町条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 板倉町子ども・子育て会議名簿

(敬称略)

番号	役 職 等	氏 名	備 考
1	区長会長	根 岸 尚 之	
2	民生委員児童委員会長	小谷野 泰 一	
3	主任児童委員代表	景 山 初 女	
4	元保育園長	芳 賀 房 子	
5	保育園保護者代表	田部井奈津江	板倉保育園保護者会長
6	認定こども園保護者代表	小 菅 夢 佳	まきば幼稚園保護者代表
7	小学校保護者代表	吉 田 実	東小学校PTA会長
8	児童館運営委員会委員長	関 根 茂	
9	教育長職務代理者	矢 嶋 廣 紀	
10	小学校長代表	大 隅 敦 史	東小学校長
11	幼稚園・保育園・認定こども園代表	齋 藤 智 世	まきば幼稚園園長
12	幼稚園・保育園・認定こども園代表	和 田 紗 希	そらいろ保育園長

3. 第3期板倉町子ども・子育て支援事業計画策定経緯

開催日等	会議内容
令和6年2月1日 ～2月29日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施
令和6年3月19日	板倉町子ども・子育て会議開催 ・子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果について ・子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定のスケジュールについて
令和7年2月19日	板倉町子ども・子育て会議開催 ・子ども・子育て支援事業計画（第3期）の素案について ・今後のスケジュールについて
令和7年3月6日 ～3月25日	パブリックコメント実施（意見等なし）
令和7年3月31日	子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定

4. 用語集

用語	解説
1号認定児童	満3歳以上で教育のみを必要とする児童。
2号認定児童	満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。
3号認定児童	満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。
トワイライトステイ	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に養育が困難になった場合児童養護施設等で保護し生活指導や食事の提供をする事業。
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立等の為、育児支援・家事支援を必要とする住民が、育児支援・家事支援を提供できる住民から子育て支援を受ける事業。
育児休業制度	育児・介護休業法に規定される、子どもが生まれた後、1歳に達する日（両親ともに育児休業を取得した場合は、1歳2か月に達する日。保育所に預けられない等の事情がある場合は、最長1歳6か月に達する日。）まで、子どもの養育のために勤務を休業することができる制度。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発等のための個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和を実現させようという考え方。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気や仕事、出産、育児疲れ等で一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業。
児童養護施設	児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。
地域型保育事業	子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。

用語	解説
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条に規定される、以下の13事業のこと。 ①利用者支援事業 ②延長保育事業 ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑤放課後児童健全育成事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪病児保育事業 ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑬妊婦健康診査 ⑭妊婦等包括相談支援事業 ⑮乳児等通園支援事業 ⑯産後ケア事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設。
特定地域型保育事業	市町村による認可・確認を受け地域型保育給付の対象となった事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。
認可	行政が各事業について基準に当てはましていると認めること。
病児・病後児保育事業	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス。

用語	解説
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園や認定こども園が行う一時預かり事業。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育所、幼稚園、医療機関等の様々な関係機関が参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議等を行う協議体。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
利用者支援事業	子ども及びその保護者が、幼稚園、保育所、認定こども園での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

第3期板倉町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

発 行 板倉町

編 集 板倉町福祉課

住 所 〒374-0192

群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2682 番地 1

T E L 0276-82-1111（代表）

U R L <http://www.town.itakura.gunma.jp/>
